

小売託送供給約款

(需要場所で払い出す託送供給)

2024年4月1日実施

大阪ガスネットワーク株式会社

小売託送供給約款 目次

I. 約款の適用	1
1. 適用範囲	1
2. 約款の認可及び変更	1
3. 用語の定義	2
4. 実施細目	7
II. 託送供給の申し込み及び契約	7
5. 託送供給検討及び託送供給契約の申し込み窓口等	7
6. 引受条件	8
7. 託送供給検討の申し込み	9
8. 託送供給の可否の検討及び通知	11
9. 託送供給契約の申し込み及び締結	11
10. 託送供給契約の単位	14
11. 承諾の義務	15
12. 託送供給の開始	15
III. 託送供給の実施	16
13. 払出計画ガス量の通知	16
14. 注入計画ガス量の通知	17
15. 受入ガス量及び払出ガス量の計量	17
16. 託送供給するガス量の差異に対する措置	21
17. 単位及び端数処理等	27
IV. 料金その他に関する事項	28
18. 託送供給料金	28
19. 料金算定期間及び日割計算	30
20. 料金等の支払い	31
21. 補償料	32
V. 必要となる設備	36
22. 託送供給に必要となる設備	36
23. ガス工事の申し込み	36
24. ガス工事の承諾の義務	38
25. ガス工事の実施	38
26. 工事に伴う費用の負担	39
27. 内管工事に伴う費用の負担	42
28. 工事費等の申し受け及び精算	45
29. 工事費等の支払方法	46
30. 不可抗力による損害	47
31. 担保責任	47

VI. 託送供給の制限等	48
32. 託送供給の制限等	48
33. 託送供給の制限等の解除	50
34. 損害賠償の免責	50
VII. 託送供給契約の継続、変更及び終了等	50
35. 基本契約の継続、変更及び終了	50
36. 年単位の個別契約（3部料金）の託送供給期間満了	51
37. 年単位でない個別契約（3部料金）の託送供給期間満了	54
38. 個別契約（3部料金）の契約期間内での変更	54
39. 個別契約（2部料金）の終了	55
40. 託送供給契約の解約	56
41. 託送供給契約消滅後の関係	57
42. 名義の変更	57
43. 債権の譲渡	57
VIII. 保安に関する事項	58
44. 供給施設等の保安責任	58
45. 保安に対する託送供給依頼者の協力	58
46. 保安に対する需要家等の協力	60
47. 需要家等の責任	61
48. 保安等のための敷地及び建物への立ち入り	62
49. 供給施設等の検査	62
50. 消費段階におけるガス事故の報告	63
51. 災害時対応に関する託送供給依頼者の協力	63
IX. その他	64
52. 託送供給に係る情報の取り扱い	64
53. 担保	64
54. 疑義の照会	64
附 則	65
1. 実施期日	65
2. この約款の適用	65
3. 当社の導管事業の運営に使用するガスの取り扱い	65
別 表	66
別表第1 一般ガス導管事業の供給区域及び特定ガス導管事業の区間	別冊
別表第2 託送供給の申し込み窓口等	66
別表第3 払い出すガスの圧力並びに払出エリア	68
別表第4 受け入れるガスの性状、圧力及び温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法	70
別表第5 導管ネットワーク解析の方法及びガスの圧力等に関する条件	72
別表第6 託送供給料金表	73
別表第7 ガスの受け入れのために必要となる設備	90
別表第8 本支管及び整圧器	92

別表第 9	本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額	93
別表第 10	ガスの過不足精算単価、注入計画乖離補償単価	94
別表第 11	ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式	95
別表第 12	2.5 キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式	96
別表第 13	料金の日割計算	97
別表第 14	ガスメーター等の取り替え又は検査等により正しく計量できない場合のガス量の算式	99
別表第 15	内管の工事に要する費用の一部を当社が負担する場合の取扱い	100

I. 約款の適用

1. 適用範囲

(1) 当社が、以下の要件をともに満たす託送供給を行う場合、料金その他の供給条件はこの託送供給約款（以下「この約款」といいます。）によります。

① ガス事業法第2条第4項の要件を満たすものであること。ただし、当社「連結託送供給約款（導管の連結点で払い出す託送供給）」（以下「連結託送供給約款」といいます。）が適用となる場合を除く。

② 託送供給の払い出しが需要場所で行われること。

③ 6（引受条件）に適合すること。

(2) この約款は、別表第1に定める一般ガス導管事業の供給区域及び特定ガス導管事業の区間に適用します。

(3) 託送供給依頼者は、この約款を託送供給契約の内容とすることに同意した上で、託送供給の検討及び契約を申し込んでいただきます。9（託送供給契約の申し込み及び締結）により託送供給契約が成立したときは、この約款が託送供給契約の内容となります。

2. 約款の認可及び変更

(1) この約款は、ガス事業法第48条第1項の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受けて設定したものです。

(2) 当社は、ガス事業法第48条第2項の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受けてこの約款を変更することがあります。又は、ガス事業法第48条第6項若しくは第9項の規定に基づき、この約款を変更して、経済産業大臣に届け出ることがあります。これらの場合、料金その他の供給条件は、変更後の託送供給約款によります。

(3) 当社は、この約款を変更する場合は、当社ホームページ及び事業所において、この約款を変更する旨、変更後の約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 「託送供給依頼者」とは、この約款にしたがって、当社に託送供給の検討又は託送供給契約の申し込みをされた方をいいます。

(2) 「需要家等」とは、託送供給依頼者又は卸供給先事業者からガスの供給を受けるガスの最終消費者（以下「託送供給先需要家」といいます。）及び供給施設の所有者又は占有者をいいます。

(3) 「需要場所」とは、託送供給先需要家がガスを使用する場所をいい、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所としますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。

① マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅

各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所とします。

なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次のすべての条件に該当する場合をいいます。

イ 各戸が独立的に区画されていること

ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること

ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

② 店舗、官公庁、工場その他

1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所とします。

③ 施設付住宅

1建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。

(4) 「託送供給検討」とは、受入検討と供給検討をいいます。

(5) 「受入検討」とは、ガスの注入を希望される託送供給依頼者が提出する受入検討申込書に基づき、当社が実施するガスの注入可否の検討をいいます。

(6) 「供給検討」とは、ガスの払い出しを希望される託送供給依頼者が提出する供給検討申込書に基づき、当社が実施するガスの払出可否の検討をいいます。

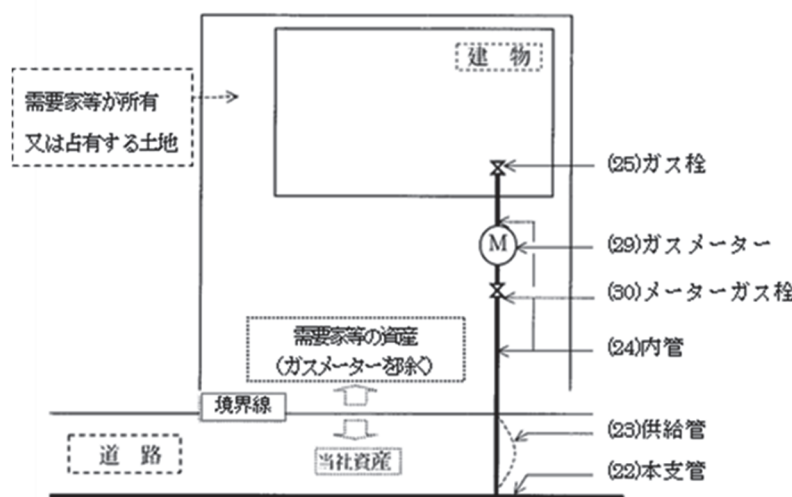
(7) 「個別契約」とは、需要場所ごとに適用される事項を定める契約をいいます。

- (8)「基本契約」とは、個別契約に定める事項を除き、託送供給に関わる事項を託送供給依頼者ごとに定める契約をいいます。
- (9)「託送供給契約」とは、託送供給約款及び基本契約、個別契約を合わせた契約の総称をいいます。
- (10)「託送供給期間」とは、当社が託送供給依頼者に託送供給を行う期間をいい、託送供給契約で定めるものをいいます。
- (11)「供給者切替」とは、同一の需要場所かつ同一の託送供給先需要家に対する託送供給において、検針日とその検針日の翌日を境に託送供給依頼者が変更されることをいいます。
- (12)「熱量」とは、標準状態（摂氏0度及び圧力101.325キロパスカルの状態）のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。
- (13)「標準熱量」とは、ガス事業法及びこれに基づく命令で定められた方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (14)「ガス工作物」とは、ガス供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(22)から(30)までの設備はすべて「ガス工作物」にあたります。）。
- (15)「供給施設」とは、ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの付属施設をいいます。
- (16)「高圧導管」とは、最高使用圧力が1メガパスカル以上の導管をいいます。
- (17)「中圧導管」とは、最高使用圧力が0.1メガパスカル以上1メガパスカル未満の導管をいいます。
- (18)「低圧導管」とは、最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の導管をいいます。
- (19)「ガス栓圧力」とは、ガス栓の出口におけるガスの静圧力（すべてのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。
- (20)「最高ガス栓圧力」とは、託送供給先需要家に供給するガス栓圧力の最高値をいいます。
- (21)「最低ガス栓圧力」とは、託送供給先需要家に供給するガス栓圧力の最低値をいいます。
- (22)「本支管」とは、原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次の各号のすべてを満たす私道に埋設する導管については、将来当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に規定する普通自動車の通行が可能であること
 - ② 建築基準法第42条に規定する基準相当を満たすものであること
 - ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
 - ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
 - ⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること
- (23) 「供給管」とは、本支管から分岐して、需要家等が所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。
- (24) 「内管」とは、(23)の境界線からガス栓までの導管及びその附属施設をいいます。

代表的な例



- (25) 「ガス栓」とは、需要家等の敷地内のガス工作物の末端に設置され、ガス機器への供給の開始、供給停止時に操作する栓をいいます。
- (26) 「ガス遮断装置」とは、危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます（ガスの供給確保のため本支管に設置されるバルブを含みません。）。
- (27) 「整圧器」とは、ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。
- (28) 「昇圧供給装置」とは、ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。
- (29) 「ガスメーター」とは、託送供給料金等の算定の基礎となるガスの量を計量するために用いられる、当社の指定する計量器をいいます。

- (30) 「メーターガス栓」とは、ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。
- (31) 「ガス機器」とは、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、ガス機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。
- (32) 「ガスメーターの能力」とは、当該ガスメーターが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表したものをいいます。
- (33) 「マイコンメーター」とは、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、ガス量の急増や長時間使用時など、あらかじめ当社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するガスメーターをいいます。
- (34) 「引込地点」とは、供給管と内管の境界の地点（需要家等が所有又は占有する土地と道路との境界線にあたります。）をいいます。
- (35) 「ガス工事」とは、供給施設の設置又は変更の工事をいいます。
- (36) 「検針」とは、ガス量を算定するために、ガスメーター等の指示値を目視又は通信設備等により読み取することをいいます。
- (37) 「払出地点」とは、当社が託送供給するガスを導管から払い出す、託送供給契約上の受け渡し地点をいいます。なお、払出地点は1 需要場所に2 以上ある場合があります。
- (38) 「受入地点」とは、当社が、託送供給依頼者からガスを当社の導管に受け入れる、託送供給契約上の受け渡し地点をいいます。
- (39) 「払出地点ガス量」とは、毎時0分を起点とする1 時間ごとの当社が託送供給依頼者に払出地点で払い出したガス量をいいます。
- (40) 「払出ガス量」とは、毎時0分を起点とする1 時間ごとの当社が託送供給依頼者に当該需要場所において払い出したガス量をいいます。
- (41) 「受入ガス量」とは、毎時0分を起点とする1 時間ごとの当社が託送供給依頼者から受入地点で受け入れたガス量をいいます。
- (42) 「月別払出ガス量」とは、一託送供給依頼者の各需要場所における1 か月ごとの払出ガス量の合計値をいい、温圧補正やガス量算定期間の補正により算定するものをいいます。なお、その詳細は、当社が別途定める算式によります。
- (43) 「月別受入ガス量」とは、一託送供給依頼者の各受入地点における毎月1 日0時を起点とし、当該月末日24 時までの1 か月ごとの受入ガス量及び調整指令に基づき当該託送供給依頼者分として製造事業者等が注入したガスの量の合計値をいいます。

- (44) 「契約最大払出ガス量」とは、託送供給契約で定める、払出ガス量の上限值をいいます。
- (45) 「契約最大受入ガス量」とは、託送供給契約で定める、受入ガス量の上限值をいいます。
- (46) 「契約年間託送供給ガス量」とは、託送供給契約で定める1年間の払い出すガス量の予定量の合計値をいいます。
- (47) 「契約年間低圧託送供給ガス量」とは、託送供給契約で定める1年間の低圧払出ガス量の予定量の合計値をいいます。
- (48) 「月間払出計画ガス量」とは、託送供給の実施にあたり毎月1日0時を起点とし、当該月末日24時までの1か月を単位として当社に事前に通知していただく、払出エリアごとに定める圧力ごとの毎日0時を起点とする1日ごとに合計したガス量の計画値をいいます。
- (49) 「日別払出計画ガス量」とは、払出エリアごとに定める圧力ごとの毎日0時から24時までに払い出すガス量の計画値の合計をいいます。
- (50) 「注入計画ガス量」とは、託送供給依頼者が導管へ注入する1時間ごとのガス量の計画値をいいます。
- (51) 「注入計画指示ガス量」とは、当社が託送供給依頼者に通知した、受入地点ごとの導管へ注入する1時間ごとのガス量の指示値をいい、注入計画ガス量（振替供給による修正があった場合は、修正した注入計画ガス量）に日次繰越ガス量、月次繰越ガス量を反映したものをいいます。
- (52) 「日次繰越ガス量」とは、注入計画指示ガス量又は調整指令を反映させたガス量と、受入ガス量に生じた差の当該日0時から24時までの合計値をいいます。
- (53) 「月次繰越ガス量」とは、月別払出ガス量と月別受入ガス量に生じた差のうち、注入計画ガス量に反映させるガス量をいいます。
- (54) 「払出エリア」とは、受入地点から受け入れたガスを払い出すことが可能な、当社が策定したエリアをいい、別表第3（4）に掲げるエリアとします。なお、払出エリアは、製造設備の新設等に応じて見直す場合があります。
- (55) 「注入グループ」とは、払出エリアが同一となる受入地点をあわせたグループをいいます。
- (56) 「振替供給」とは、託送供給依頼者が自らの受入地点が属する払出エリア以外の需要場所に託送供給を行う場合に、当社が、当該託送供給依頼者以外の者が注入するガス量の増減調整を行うことをいいます。
- (57) 「調整指令」とは、当社が当日の任意の時間において、導管へ注入するガス量を注入計画指示ガス量から変更して、製造事業者等に通知することをいいます。
- (58) 「調整指令量」とは、注入計画指示ガス量と調整指令を反映させたガス量との差をいいます。

(59) 「休日」とは次の日をいいます。

① 日曜日

② 銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で規定する日並びに 1 月 4 日、5 月 1 日、12 月 29 日及び 12 月 30 日

(60) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

4. 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、託送供給契約に定めるほか、その都度託送供給依頼者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、必要に応じて、託送供給依頼者の卸供給先事業者又は需要家等と別途協議を行うことがあります。

託送供給依頼者はあらかじめ卸供給先事業者又は需要家等の連絡先を通知していただきます。

II. 託送供給の申し込み及び契約

5. 託送供給検討及び託送供給契約の申し込み窓口等

(1) 当社における託送供給検討並びに基本契約及び個別契約の申し込み窓口は、別表第 2 の 2 - 1 に掲げる部署とします。

(2) 当社は、託送供給先需要家の書面等による同意が得られていることを条件に、託送供給依頼者からの申し込み（当社の定める様式によります。）に基づき託送供給先需要家情報（実績月別払出ガス量、実績月別最大払出ガス量、供給管引込本数等）を提供します。当社における託送供給先需要家情報の提供窓口は、別表第 2 の 2 - 2 に掲げる部署とします。

(3) この約款、27（内管工事に伴う費用の負担）（3）の単価表、並びに当社の高圧導管及び主要中圧導管の位置を明示した地形図の閲覧場所は、別表第 2 の 2 - 3 に掲げる場所とします。

6. 引受条件

当社がこの約款に基づいて託送供給を引き受けるにあたっては、当社のガス導管事業の適確な遂行に支障を生じさせないため、引き受ける託送供給が託送供給期間（託送供給期間の定めのない場合は、ガス事業法第 56 条に基づき当社が経済産業大臣に届け出た最新のガス供給計画の期間）を通して以下の条件に適合したものであることが必要となります。

- (1) 1 個別契約について原則として受入地点及び需要場所は各 1 か所であること（ただし、複数の受入地点から受け入れたガスを払い出すことが可能な払出エリアにおける個別契約については、複数の受入地点とします。）。
- (2) 受入地点と払出地点が当社の維持及び運用する導管で接続されていること。なお、振替供給を要する場合には、注入するガス量の増減調整を依頼された者の製造設備の余力の範囲内であること。
- (3) 当社が受け入れるガスの組成、圧力、性状、量等（以下「組成等」といいます。）が以下の条件を安定的に満たしていることを確認するため、託送供給依頼者及び当社の双方において常時監視が可能であること。
 - ① ガスの組成等は、別表第 4 に掲げる範囲内であること。ただし、別表第 4 に掲げられていない項目は個別に協議することとします。
 - ② ガスの組成等の監視方法は、別表第 4 の内容とし、託送供給依頼者が監視、記録のうえ、当社に報告していただくこと。
 - ③ 受け入れるガスの圧力は、受入地点における当社の導管の運用圧力の範囲内であって、かつ当社の導管に受け入れることが可能な圧力であること。
 - ④ 受け入れ払い出すガスの量及び圧力は、当社の供給設備及び導管ネットワークに影響を及ぼさないものであって、かつガスの受け入れ又は払い出しのいずれか一方が事故等により途絶した場合であっても当社の供給設備、導管ネットワーク及びそれらの運用に支障を生じないものであること。なお、導管ネットワーク解析の方法及びガスの圧力等に関する条件は別表第 5 のとおりとします。
 - ⑤ 受け入れるガスの圧力、量及び熱量は、急激な変動がないように制御されること。
- (4) 託送供給依頼者が、安定的に所要の量と組成等のガスを製造あるいは調達可能であること。
- (5) 保安上及び供給安定上必要な場合に、託送供給依頼者において、受け入れ及び払い出し調整、緊急遮断等迅速な対応が可能な体制、設備を有するとともに、休日及び夜間を含めた当社との連絡体制を確立していただくこと。

(6) 託送供給依頼者が受入地点に設置する受入設備が、当該託送供給依頼者に求められる供給力を上回る能力を確保していること。

なお、当該託送供給依頼者に求められる供給力とは、以下①から③を合計したものをいいます。

① 当該託送供給依頼者の託送供給契約における契約最大受入ガス量

② 日次繰越ガス量を翌々日以降に追加注入する際に必要な供給力で①の5パーセント

③ 月次繰越ガス量を翌々月に追加注入する際に必要な供給力で①の5パーセント

(7) 当該託送供給に関して、原則として、託送供給依頼者がガスの製造等を依頼する製造事業者等が、当社の調整指令に基づき導管へガスを注入すること。

(8) 内管は当社が工事を実施したものであること。ただし、当社が特別に認める場合にはこの限りではありません。なお、当社が実施する工事は、当社が定める契約条件によります。

(9) 託送供給先需要家が他の託送供給依頼者からガスの供給を受けることを当社が確認した場合は、当社が託送供給依頼者にあらかじめ通知することなく託送供給の実施に必要な需要家等の情報を当該他の託送供給依頼者に対し提供する旨を、託送供給依頼者が承諾をすること。

7. 託送供給検討の申し込み

ー受入検討の申し込みー

(1) 当社の導管にガスの注入を希望される場合には、あらかじめこの約款を承諾のうえ、注入を希望する地点（以下「受入希望地点」といいます。）に関して次の事項を明らかにして、当社に受入検討申込書（当社の定める様式によります。）を提出していただきます。受入検討の申し込みは原則として1受入希望地点につき1検討とします。なお、6（引受条件）で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、明らかにしていただく事項を必要な範囲で申し込み受領後に追加することがあります。

① 受入希望地点

② 払出エリアごとの0時から24時までのガス量の計画値の合計

③ 注入開始希望日

④ 注入ガスの組成等

⑤ 注入ガスの製造方式、原料調達計画又はガスの調達計画、及び管理体制

⑥ その他当社が必要と認める事項

(2) 当社は、検討料（20 万円に消費税等相当額を加えた金額（以下「標準検討料」といいます。）をいいます。）を受領した時をもって、検討の申し込みを受け付けたこととします。また、検討にあたり、現地調査など多額の費用を要する場合には、その作業（以下「追加受入検討」といいます。）に着手する前に託送供給依頼者に通知します。当社は追加受入検討に要する費用に消費税等相当額を加えた金額（以下「追加受入検討料」といいます。）を追加受入検討着手前に申し受け、追加受入検討終了後、実績に基づき速やかに精算することとします。

(3) 当社が受入検討を受け付けた日から起算して 15 日目の日（休日の場合は直前の休日でない日）までに託送供給依頼者から検討中止を通知する書面等（受入検討申込書の写しが添付されたもの。）が当社に到達した場合、当社は既に受領した標準検討料のうち 10 万円に消費税等相当額を加えた金額及び受領済みの追加受入検討料の合計額（以下「受入検討料返還額」といいます。）を、託送供給依頼者からの中止通知の到達後速やかに託送供給依頼者に返金します。ただし、当社が既に検討作業のために要した費用（消費税等相当額を含みません。）が 10 万円を超過した場合には、当社はこの超過額に消費税等相当額を加えた金額（以下「追加受入検討費用」といいます。）を受入検討料返還額から差し引いた金額を返金します。

(4) 当社は、追加受入検討費用が受入検討料返還額を上回る場合には、中止通知の到達後速やかに託送供給依頼者にその差額を請求し、請求日から起算して 30 日目の日（休日の場合は直後の休日でない日）までに、当社が指定した金融機関を通じて支払っていただきます。なお、振込手数料は託送供給依頼者に負担していただきます。

－供給検討の申し込み－

(5) 需要場所に対するガスの払い出しを希望される場合には、あらかじめこの約款を承諾のうえ、次の事項を明らかにして当社に申し込んでいただきます。供給検討は、需要場所単位に、1 検討として申し込んでいただきます。（3（用語の定義）（3）に規定する 1 構内又は 1 建物等に該当するなど、当社が 1 つの供給検討として取り扱うことが可能と判断した場合には、複数の需要場所をまとめて 1 検討として申し込んでいただくことができます。）ただし、供給検討受付後に、6（引受条件）で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、明らかにしていただく事項を必要な範囲で追加する場合、又は改めて受入検討の申し込みを実施していただく場合があります。なお、当社は供給検討を不要とする場合があります。その基準は別途定めます。

① 希望するガスの需要場所及び引込地点

② 希望する最大払出ガス量

③ 希望するピーク日ガス量（冬期における払出地点ガス量の 0 時から 24 時の合計量の最大値）

④ 希望する託送供給開始日

⑤ 希望する供給管の口径

⑥ 設置予定のガス機器

⑦ その他当社が必要と認める事項

(6) 当社は、別表第3に規定する最高ガス栓圧力を超えるガス供給の申し込みがある場合には、託送供給依頼者と協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。

(7) 当社は、(5)に規定する供給検討の申し込みを当社が受理した時をもって、検討申し込みを受け付けたこととします。供給検討にあたり、多額の費用を要する測量調査などの実施が必要となる場合にはその作業（以下「追加供給検討」といいます。）に着手する前に託送供給依頼者に通知します。当社は追加供給検討に要する費用に消費税等相当額を加えた金額を追加供給検討着手前に申し受け、追加供給検討完了後、実績に基づき速やかに精算することとします。

8. 託送供給の可否の検討及び通知

(1) 当社は、託送供給検討の申し込みがあった場合には、6（引受条件）についても確認し、託送供給が可能な場合には、当社にお支払いいただく託送供給の実施に伴って必要となる設備等に係る工事費用の概算を付して、その旨を、申し込み受付日から受入検討の場合は3か月以内に、供給検討の場合は1か月以内に託送供給依頼者に書面等にて通知します。

(2) 当社は、検討の結果及び託送供給依頼者の料金その他の当社に対する債務の履行状況等により、検討申し込みに係る託送供給の一部又は全部を引き受けできない場合には、その理由を付して、その旨を申し込み受付日から、受入検討の場合は3か月以内、供給検討の場合は1か月以内に託送供給依頼者に書面等にて通知します。

(3) 当社は、申し込まれる内容により(1)及び(2)で規定する期間を超えて検討が必要になることが明らかとなった場合には、託送供給依頼者に検討終了予定日を通知します。

9. 託送供給契約の申し込み及び締結

ー 基本契約の申し込みの場合 ー

(1) 基本契約の締結を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、託送供給開始日の3か月前の日までに申し込みをしていただきます。

(2) 基本契約の申し込みに伴い、7（託送供給検討の申し込み）の受入検討の必要がある場合は、8（託送供給の可否の検討及び通知）(1)及び(2)により当社が通知した後、原則として6か月以内に申し込みをしていただきます。

(3) 基本契約は当社と託送供給依頼者の間で基本契約書が締結されたときに成立するものとします。

(4) 基本契約期間は、当社のガス供給計画の期間内とします。

－ 個別契約の申し込みの場合 －

(5) 個別契約の申し込みは、基本契約の申し込みを事前に行っていただいたうえで、原則として以下に定める日（休日の場合は直前の休日でない日）までに、当社の定める様式により行っていただきます。ただし、ガス小売事業者の倒産及び業務停止等、当社がやむを得ないと判断した場合にはこの限りではありません。なお、契約最大払出ガス量の設定が必要となる託送供給料金を申し込まれる場合で、負荷計測器を用いる場合は、託送供給依頼者に負荷計測器（負荷計測器とガスメーターを結ぶ配線を含みます。）を設置していただきます。その設置費用は託送供給依頼者に負担いただきますが、その所有権は当社に帰属するものとします（負荷計測器とガスメーターを結ぶ配線の所有権は当社に帰属しないものとします。）。

① 「供給者切替」の場合で、別表第6に記載の託送供給料金表のうち「6-1. 標準託送供給料金Ⅰ種」、「6-2. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ-A種」、「6-3. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ-B種」、「6-4. 標準託送供給料金Ⅱ種」、「6-5. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅱ種」での個別契約申し込みの場合

- ・ 託送供給開始日の前日の5営業日前の日

② 「供給者切替」の場合で、①以外の場合

- ・ 託送供給開始日の前日の15日前の日

③ 「供給者切替」以外の場合

- ・ 託送供給開始日（託送供給開始まで）

なお、供給者切替の個別契約を申し込む場合であって、原則として以下に定める日（休日の場合は、直前の休日でない日）までに、契約を終了しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の終了の申し込みが行われなかった場合、当社は当該個別契約申し込みを無効として取り扱います。

① 別表第6に記載の託送供給料金表のうち「6-1. 標準託送供給料金Ⅰ種」、「6-2. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ-A種」、「6-3. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ-B種」、「6-4. 標準託送供給料金Ⅱ種」、「6-5. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅱ種」での個別契約の終了を申し込みの場合、託送供給開始日の前日の3営業日前の日

② ①以外の個別契約の終了の申し込みの場合、託送供給開始日の前日の15日前の日

(6) 個別契約の申し込みに伴い、7（託送供給検討の申し込み）の供給検討の必要がある場合は、8（託送供給の可否の検討及び通知）（1）及び（2）により当社が通知した後、原則として6か月以内に申し込みをしていただきます。

なお、個別契約の申し込みにあたっては、7（託送供給検討の申し込み）（5）の各号、及び8（託送供給の可否の検討及び通知）（1）及び（2）により当社が通知した供給条件への対応方法を明らかにしていただきます。ただし、当社が通知した書面等に記載した供給条件と異なる条件での託送供給を希望される場合には、契約申し込み前にその旨を当社に申し出ていただき、当社が特に支障がないと認めた場合には、当該条件にて託送供給を実施する場合があります。

(7) 託送供給依頼者は、個別契約の申し込みに際しては、申し込みの対象となる需要家等が32（託送供給の制限等）、41（託送供給契約消滅後の関係）、44（供給施設等の保安責任）、46（保安に対する需要家等の協力）、47（需要家等の責任）、48（保安等のための敷地及び建物への立ち入り）、49（供給施設等の検査）、50（消費段階におけるガス事故の報告）に規定する事項を遵守する旨の承諾を得ていただきます。

(8) 個別契約の申し込みを受けた後、当社は、必要に応じて託送供給実施に必要な事項を託送供給依頼者と協議のうえで個別契約の申し込みを承諾します。契約は当社が承諾したときに成立します。

(9) 払出ガス量の最大値を計量するための負荷計測器を設置しない場合の契約最大払出ガス量は、当該需要場所における払出地点で払い出されたガスを消費する機器の定格能力の合計値（小数点以下切り捨てとします。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。）又は当該需要場所における払出地点のガスメーターの能力の合計値で申し込んでいただきます。また、当該需要場所における払出ガス量の最大値の一部を計量する負荷計測器を設置する場合の契約最大払出ガス量は、当該負荷計測器で計量する部分の契約最大払出ガス量に、負荷計測器で計量しない部分で払い出されたガスを消費する機器の定格能力の合計値又は負荷計測器で計量しない部分のガスメーターの能力の合計値を加えた値で申し込んでいただきます。

なお、機器の定格能力とは、当該機器の定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し、3.6を乗じた値（小数第2位四捨五入）をいいます。また、ガスメーターの能力は、メーターを通過するガスの圧力が以下の場合、それぞれの圧力に該当する係数を乗じた値とします。また、当社は機器の定格能力を示す証憑を確認させていただくことがあります。

最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合…2

最高圧力が0.3メガパスカル以上1.0メガパスカル未満の場合…4

最高圧力が1.0メガパスカル以上の場合…通過するガスの圧力に応じて別途定めます。

(10) 託送供給期間は、当社のガス供給計画の期間内とし、別表第6の6-2から6-12に規定する託送供給料金表を適用する場合には、原則として定例検針を行う日を開始の基準とした年単位とします。ただし、年単位としない託送供給期間の個別契約については、別表第6の6-1に規定する託送供給料金表を適用する場合又は託送供給依頼者から以下に掲げる申し出があり、当社が認めた場合に限り締結することができることとします。

- ① 個別契約締結時点において、託送供給先需要家の消費機器の撤去等により、託送供給先の需要が消滅する期日が明らかな場合
- ② 個別契約締結時点において、当社の託送供給を利用しなくなる期日が明らかな場合
- ③ 個別契約締結時点において、託送供給依頼者と託送供給先需要家との小売供給契約が終了する期日が明らかな場合（供給者切替によるものを除きます。）
- ④ 個別契約締結時点において、36（年単位の個別契約（3部料金）の託送供給期間満了）（3）に規定する契約更新後の託送供給期間を託送供給依頼者又は託送供給先需要家の事業年度、又は暦年単位に変更する場合
- ⑤ 託送供給依頼者が託送供給先需要家との間で締結する小売供給契約の契約期間に合わせる場合（ただし、変更後の託送供給期間が1年以上となる場合に限り、この⑤を適用する場合は、小売供給契約を確認させていただきます。）

10. 託送供給契約の単位

(1) 当社は、1 託送供給依頼者について、1 基本契約を結びます。

(2) (1)の規定にかかわらず、当該託送供給依頼者が、別途当社と連結託送供給約款に基づく基本契約を締結する場合は、その内容も含めた1基本契約を締結することがあります。

なお、この場合、1基本契約を締結するか否かにかかわらず、6（引受条件）（6）及びⅢ（託送供給の実施）に規定する事項についても、連結託送供給約款により締結された基本契約及び個別契約と一体として取り扱うことがあります。

(3) 当社は、原則として、1 受入地点、1 需要場所、1 託送供給依頼者について1 個別契約をもって託送供給を行います。ただし、複数の受入地点から受け入れたガスを払い出すことが可能な払出エリアにおける個別契約については、複数の受入地点とします。それぞれの個別契約は原則として1基本契約に属するものとします。

11. 承諾の義務

- (1) 当社は、9（託送供給契約の申し込み及び締結）の託送供給契約又は23（ガス工事の申し込み）に規定するガス工事の申し込みがあった場合には、(2)、(3)又は(4)に規定する場合を除き、承諾します。
- (2) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの託送供給又はガス工事が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則（以下「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 災害及び感染症の流行等によりガスの託送供給能力が減退した場合
 - ③ 申し込まれたガスの受入地点、払出地点が、特異地形等であって託送供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ④ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力では託送供給が不可能な場合又は著しく困難な場合
- (3) 当社は、32（託送供給の制限等）(2)の制限又は停止事由に該当する場合や、託送供給依頼者の当社との他の託送供給契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金その他の当社に対する債務の履行状況等により、申し込みを承諾できないことがあります。
- (4) 当社は、託送供給依頼者が6（引受条件）で規定する条件又は8（託送供給の可否の検討及び通知）(1)及び(2)で通知した条件を満たさない場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、(2)から(4)によりガスの託送供給又はガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく託送供給依頼者に通知します。

12. 託送供給の開始

- (1) 当社は、託送供給開始日に託送供給を開始します。なお、託送供給の開始に先立ち、この約款並びに託送供給契約で定める条件が満たされていることを確認するために必要となる措置について、託送供給依頼者は当社に協力していただきます。
- (2) 当社は、託送供給依頼者からの申し込みに基づき、定例検針日の翌日以外の日に供給者切替による託送供給を開始する場合があります。この場合、15（受入ガス量及び払出ガス量の計量）(4)に規定する検針を、託送供給開始日の前日に実施します。検針にかかる費用は託送供給依頼者に負担いただきます。

(3) 託送供給依頼者は供給者切替によらない託送供給を実施する際には、託送供給開始日に、必要な措置を行い、当社に報告していただきます。報告は原則3営業日後までに行っていただきます。

託送供給依頼者は、その必要な措置を第三者に委託する場合は、あらかじめ当社にその委託先を通知していただきます。

(4) 当社は、以下の理由によって託送供給契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことが明らかになった場合には、あらかじめ託送供給依頼者と協議のうえ、託送供給開始日を定めて託送供給を開始します。

① 託送供給契約申し込み受付後に検針予定日が変更になった場合

② 予定していた工事の工程が変更になった場合

③ 建築工事等の工事の工程が変更になった場合（概ね1か月以内）

④ その他の合理的な理由がある場合

(5) (4)以外の理由により託送供給契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことについて、当社の責に帰すべき事由によらない場合は、託送供給依頼者には変更前の託送供給開始日から変更後の託送供給開始日の前日までの18（託送供給料金）に規定する基本料金相当額を19（料金算定期間及び日割計算）及び20（料金等の支払い）の規定を準用して支払っていただきます。

Ⅲ. 託送供給の実施

13. 払出計画ガス量の通知

(1) 託送供給依頼者は、託送供給の実施に先立ち、個別契約に基づく月間払出計画ガス量を、当社が定める方法により、当社に通知していただきます。

(2) 託送供給依頼者は、翌1か月分の月間払出計画ガス量を、毎月20日（休日の場合は直前の休日でない日）までに、当社が定める方法により、当社に通知していただきます。

(3) 託送供給依頼者又は当社は、保安上又は供給安定上の事由等により月間払出計画ガス量を大幅に変更する必要がある場合には、速やかに相手方に通知し、協議によって合意した場合にはこれを変更することができるものとします。

(4) 託送供給依頼者は、日別払出計画ガス量を、前日までに、当社が定める方法により、当社に通知していただきます。

14. 注入計画ガス量の通知

- (1) 当社は、注入グループごとに注入計画ガス量を算定します。なお、一注入グループに対して、複数の託送供給依頼者が通知した日別払出計画ガス量がある場合は、注入計画ガス量を日別払出計画ガス量に応じて按分し、託送供給依頼者ごとの注入計画ガス量を算定します。
- (2) 振替供給を行う場合、当社は、(1)で算定する注入計画ガス量を修正します。
- (3) 当社は、(1)で算定した注入計画ガス量 ((2)による修正があった場合は(2)で修正した注入計画ガス量) に日次繰越ガス量及び月次繰越ガス量を当社が定める方法により反映し、注入計画指示ガス量として託送供給依頼者に通知します。
- (4) 託送供給依頼者は、原則として注入計画指示ガス量と受入ガス量が毎正時から始まる 1 時間ごとに一致するよう調整するものとします。
- (5) 当社は調整指令を行うことがあります。調整指令の詳細は製造事業者等と別途締結する調整契約に定めるものとします。

15. 受入ガス量及び払出ガス量の計量

－ 受入地点の検針 －

- (1) 当社は、1 時間ごと毎正時に検針を行います。
- (2) ガスメーターの故障等によって正しく計量できなかった場合には、受入ガス量は託送供給依頼者と当社の協議によって定めるものとします。

－ 払出地点の検針 －

- (3) 当社は、当社があらかじめ定めた日に毎月 1 度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順等により定めます。
 - ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
 - ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。
- (4) 当社は、定例検針日以外に、以下の各号に定める日に検針を行います。ただし、当社が託送供給の実施に支障がなく検針する必要がないと判断した場合は、この限りではありません。

① 新たに託送供給を開始した日

(ただし、定例検針日の翌日に供給者切替による託送供給を開始した場合を除きます。)

② 12 (託送供給の開始) (2)に規定する供給者切替により託送供給を開始する前日

③ 36 (年単位の個別契約 (3部料金) の託送供給期間満了)、37 (年単位でない個別契約 (3部料金) の託送供給期間満了) 又は 39 (個別契約 (2部料金) の終了) により託送供給契約を終了した日、又は 38 (個別契約 (3部料金) の契約期間内での変更) (2)により託送供給契約を中途解約 (以下「中途解約」といいます。) した日 (ただし、供給者切替による中途解約を除きます)

④ 40 (託送供給契約の解約) により解約を行った日

⑤ ガスメーターを新たに取り付けした日、取り外した日又は取り替えた日

⑥ その他当社が必要と認めた日

(5) 当社は、託送供給が新たに開始された場合で、供給開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が5日 (休日を除きます。) 以下の場合、供給開始直後の定例検針を行わないことがあります。

(6) 当社は、託送供給契約が 38 (個別契約 (3部料金) の契約期間内での変更) (2)、又は 39 (個別契約 (2部料金) の終了) の規定により解約される場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解約の期日までの期間が4日 (休日を除きます。) 以下の場合、解約の期日直前の定例検針を行わないか、又はすでに行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。

(7) 当社は、需要家等の不在又は災害及び感染症の流行等やむを得ない事情により、検針すべき日に払出地点の検針ができない場合があります。

－ 受入地点のガス量の算定 －

(8) 当社は、(1)の検針結果により、受入ガス量を算定することとし、算定結果を速やかに託送供給依頼者に通知します。

－ 払出地点のガス量の算定 －

(9) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読み等により、その料金算定期間の払出地点のガス量を算定することとし、算定結果を速やかに託送供給依頼者に通知します。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中のガス量を合算して、その料金算定期間のガス量とします。

(10) (9)の「検針日」とは、次の日をいいます ((11)及び(16)において同じ。)

① (3)及び(4)①②③④⑥の日であって、検針を行った日。ただし、あらかじめ当社が指定した日がある場合、実際の検針を行った日にかかわらず、その指定した日をもって検針日とすることがあります。

② (13)から(16)までの規定によりガス量を算定した日

③ (17)の規定によりガス量を算定した場合は、検針をすべきであった日

(11) (9)の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。

① 検針日の翌日から次の検針日までの期間 (②の場合を除きます。)

② 新たに託送供給を開始した場合、その開始の日0時から次の検針日までの期間 (ただし、同一日に託送供給開始と終了の検針を実施した場合を除きます。)

(12) 払出ガス量の最大値は以下のとおりとします。

① 払出ガス量の最大値を計量するための負荷計測器を設置する場合

当該負荷計測器の計量値

② 払出ガス量の最大値を計量するための負荷計測器を設置しない場合

②-1 負荷計測器を一切設置しない場合

契約最大払出ガス量

②-2 負荷計測器を一部のみ設置する場合

設置した負荷計測器の計量値に負荷計測器で計量しない部分で払い出されたガスを消費する機器の定格能力の合計値又は負荷計測器で計量しない部分のメーター能力の合計値を加えた値

— 需要家等が不在の場合のガス量算定等 —

(13) 当社は、需要家等が不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間 (以下「推定料金算定期間」といいます。) のガス量は、原則としてその直前の料金算定期間のガス量と同量とします。この場合、推定料金算定期間の次の実際の検針にもとづく料金算定期間 (以下「翌料金算定期間」といいます。) のガス量は、次の算式により算定します。

$$V2 = M2 - M1 - V1$$

(備考)

$V1$ = 推定料金算定期間のガス量 (推定料金算定期間が連続した場合はその期間のガス量の合計)

$V_2 =$ 翌料金算定期間のガス量

$M_1 =$ 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値（推定料金算定期間が連続した場合はその最初の推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値）

$M_2 =$ 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(14) (13)で算定した結果がマイナスになる場合は、推定料金算定期間のガス量を次の①の算式で算定したガス量に、翌料金算定期間のガス量を次の②の算式で算定したガス量に、各々見直します。ただし、翌料金算定期間が19（料金算定期間及び日割計算）(2)①に該当する場合、次の算式によらず、推定料金算定期間と翌料金算定期間の各期間の日数に応じてガス量を算定します。なお、この場合の推定料金算定期間は30日として取り扱います。

① $V_\alpha = (M_2 - M_1) \div (n + 1)$ （小数点第1位以下の端数は切り下げます。）

② $V_2 = (M_2 - M_1) - (V_\alpha \times n)$

(備考)

$V_\alpha =$ 推定料金算定期間のガス量（推定料金算定期間が連続した場合は、それぞれの推定料金算定期間のガス量）

$V_2 =$ 翌料金算定期間のガス量

$M_1 =$ 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値（推定料金算定期間が連続した場合はその最初の推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値）

$M_2 =$ 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

$n =$ 連続した推定料金算定期間の回数

(15) 当社は、需要家等が不在等のため検針できなかった場合において、その需要家等の不在等の期間が明らかなきときは、その推定料金算定期間のガス量は次のとおりとします。

① 需要家等が推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきときは、その月のガス量は0立方メートルとします。

② 需要場所に対する過去の託送供給実績からみて、託送供給を行った期間に応じてガス量を算定することが可能と認められる場合には、その月のガス量は、その託送供給を行った期間に応じて算定したガス量とします。

(16) 当社は、新たに託送供給を開始した日以降最初の検針日に、需要家等が不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間のガス量は、0立方メートルとします。

－ 災害及び感染症の流行及びガスメーター故障等の場合のガス量算定等 －

(17) 当社は、災害及び感染症の流行等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の払出地点のガス量は、(13)から(16)に準じて算定します。なお、後日、ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、(19)又は(20)に準じて払出地点のガス量を算定し直します。

(18) 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で規定する使用公差を超えていることが判明した場合には、託送供給依頼者と協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第11の算式により払出地点のガス量を算定します。

ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定します。

(19) 当社は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由によりガス量が不明の場合には、前3か月分若しくは前年同期の同一期間のガス量又は取り替えたガスメーターによるガス量その他の事情を基準として、託送供給依頼者と協議のうえ、払出地点のガス量を算定します。

(20) 当社は、災害等によりガスメーターが破損又は滅失してガス量が不明である需要家等が多数発生し、ガス量算定について託送供給依頼者との個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間のガス量は(19)の基準により算定することがあります。なお、託送供給依頼者より申し出がある場合は、協議のうえ改めて払出地点のガス量を算定し直します。

(21) 当社は、別表第3の規定による最高ガス栓圧力を超えてガスを供給する場合には、別表第12の算式により払出地点のガス量を算定します。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。

(22) ガスメーター等の取り替え又は検査等により正しく計量ができない場合は、託送供給依頼者の立ち会いのうえ、別表第14により払出地点のガス量を確定するものとします。ただし、この場合の計量方法について、託送供給依頼者と当社であらかじめ合意している場合はこの限りではありません。

16. 託送供給するガス量の差異に対する措置

(1) 日次繰越ガス量が生じた場合、当社は、原則当該日の2日後の当該託送供給依頼者（調整指令を実施した場合は、その調整指令を受けた製造事業者等にガス製造を委託している者とする。）の注入計画ガス量に反映するものとします。

(2) 任意の対応する毎正時から始まる1時間において注入計画指示ガス量と受入ガス量の差の絶対値が注入計画指示ガス量の5パーセントを超えた場合は、注入計画乖離補償料に消費税等相当額を加え

た金額を申し受けます。注入計画乖離補償料は、以下の算式により算定することとします。

ただし、14（注入計画ガス量の通知）（5）に規定する調整指令を行った場合には、当該調整指令にかかる受入地点について、当該日における調整指令以降の注入計画乖離補償料は申し受けません。

① 受入ガス量が注入計画指示ガス量を上回った場合

$(\text{受入ガス量} - \text{注入計画指示ガス量}) \times \text{注入計画乖離補償単価}$

② 受入ガス量が注入計画指示ガス量を下回った場合

$(\text{注入計画指示ガス量} - \text{受入ガス量}) \times \text{注入計画乖離補償単価}$

なお、注入計画乖離補償単価については別表第10に定めるものとします。

(3) 月別受入ガス量と月別払出ガス量に差異（以下この差の絶対値を「過不足ガス量」といいます。）が生じた場合の取り扱いについては、(4)から(6)のとおりとし、その細目は託送供給契約に定めま
す。なお、(4)から(6)における託送供給依頼者には、この約款で規定する託送供給依頼者に加え、
連結託送供給約款で規定する託送供給依頼者を含みます。

(4) 当社が託送供給を行うすべての託送供給依頼者において、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パ
ーセント以内の場合、過不足ガスを発生させた託送供給依頼者に対して、当該過不足ガスを月次
繰越ガス量として、翌々月の注入計画ガス量に反映するものとします。

(5) 当社が託送供給を行うすべての託送供給依頼者、又は特定の託送供給依頼者の過不足ガス量が月
別受入ガス量の5パーセントを超える場合、当該託送供給依頼者において、日別払出計画ガス量の当
該月の総量と月別払出ガス量の差の絶対値が日別払出計画ガス量の当該月の総量に占める割合（以下
「乖離率」といいます。）に応じて、以下のとおり取り扱います。

① すべての託送供給依頼者の乖離率が5パーセント以下の場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の5パーセントのガスを月次繰越ガス量とし
て、翌々月の注入計画に反映するものとします。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パ
ーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント全量を繰り
越せないことがあります。この場合、繰り越しが可能なガスを月次繰越ガス量とします。また、
過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガスを超過したガス量に、(6)で規定する当該託送

供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量に、(6)で規定する当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以下の託送供給依頼者の場合

以下の算式により算定したガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画ガス量に反映するものとします。(ロ)において、「過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値」における過不足ガス量は月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値とします。

$$V = V1 \times \frac{V2}{V3}$$

V : 月次繰越ガス量

V1 : 過不足ガス量 (*)

V2 : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の月次繰越ガス量 (*) の合計

V3 : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の過不足ガス量 (*) の合計

(*) 当該託送供給依頼者の月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値がマイナスになる場合は、マイナスの値とします。

また、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値については、以下のように取り扱います。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値に、(6)で規定する当該託送供

給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値に、(6)で規定する当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

② すべての託送供給依頼者又は特定の託送供給依頼者の乖離率が5パーセントを超過した場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の5パーセントのガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画ガス量に反映するものとします。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント全量を繰り越せないことがあります。この場合、繰り越しが可能なガス量を月次繰越ガス量とします。また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

－ 起因者の場合 －

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、以下の算式により過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量

- × ((精算対象月の全日本通関LNG価格
- × 託送供給依頼者と当社が合意した構成比率
- + 精算対象月の全日本通関LPG価格
- × 託送供給依頼者と当社が合意した構成比率
- + 石油石炭税等租税課金)
- × 70パーセント
- × 公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数 + 製造単価)

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、以下の算式により過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量

- × ((精算対象月の全日本通関LNG価格
- × 託送供給依頼者と当社が合意した構成比率
- + 精算対象月の全日本通関LPG価格
- × 託送供給依頼者と当社が合意した構成比率
- + 石油石炭税等租税課金)
- × 130 パーセント
- × 公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数 + 製造単価)

－ 起因者以外の場合 －

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量に、託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量に、託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以下の託送供給依頼者の場合

以下の算式により算定したガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画ガス量に反映するものとします。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。(ロ)において、「過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値」における過不足ガス量は月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値とします。

$$V = V1 \times \frac{V2}{V3}$$

V : 月次繰越ガス量

V1 : 過不足ガス量 (*)

V2 : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の月次繰越ガス量 (*) の合計

V3 : 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の過不足ガス量 (*) の合計

(*) 当該託送供給依頼者の月別受入ガス量から月別払出ガス量を減じた値がマイナスになる場合は、マイナスの値とします。

また、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値については、以下のように取り扱います。

－ 起因者の場合 －

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値について、以下の算式により過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値

$$\begin{aligned} & \times ((\text{精算対象月の全日本通関LNG価格} \\ & \quad \times \text{託送供給依頼者と当社が合意した構成比率} \\ & \quad + \text{精算対象月の全日本通関LPG価格} \\ & \quad \times \text{託送供給依頼者と当社が合意した構成比率} \\ & \quad + \text{石油石炭税等租税課金}) \\ & \times 70 \text{ パーセント} \times \text{公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数} + \text{製造単価} \end{aligned}$$

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値について、以下の算式により過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値

- × ((精算対象月の全日本通関LNG価格
- × 託送供給依頼者と当社が合意した構成比率
- + 精算対象月の全日本通関LPG価格
- × 託送供給依頼者と当社が合意した構成比率
- + 石油石炭税等租税課金)
- × 130パーセント × 公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数 + 製造単価)

－ 起因者以外の場合 －

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、託送供給依頼者から、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値に、託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものとします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、託送供給依頼者から、過不足ガス量から月次繰越ガス量を減じた値の絶対値に、託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものとします。

(6) 当社と託送供給依頼者との間で過不足ガス量の精算に用いる実費相当単価は、精算対象月の託送供給依頼者のガス生産及び購入単価に、別表第10に規定する製造単価を加算して算定するものとします。なお、ガス生産及び購入単価の裏付けとなる資料も当社に提出いただきます。

17. 単位及び端数処理等

この約款においてガスの量並びに託送供給料金その他の費用負担額を算定する場合の単位及びその端数処理は、特に定めがない限り次のとおりとします。

① 計量するガスの単位は立方メートル単位の整数とし、小数点以下は読みません。

- ② 計量するガスの熱量は、標準状態で 45 メガジュールとします。
- ③ 託送供給料金その他の費用負担額を算定する場合における合計金額の単位は 1 円とし、小数点以下は切り捨てます。なお、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税等が課される額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ 1 円とし、小数点以下はそれぞれ切り捨てます。

IV. 料金その他に関する事項

18. 託送供給料金

当社は、個別契約に基づき、別表第 6 の料金表を適用して、19（料金算定期間及び日割計算）（1）に規定する料金算定期間ごとに以下の算式により算定した託送供給料金額に消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。

$$\text{（託送供給料金（円））} = \text{（基本料金（円）*1）} + \text{（従量料金（円）*2）}$$

$$\text{*1（基本料金（円））} = \text{（定額基本料金（円））} + \text{（流量基本料金（円）*3）}$$

（19（料金算定期間及び日割計算）（2）（3）（4）により日割計算後基本料金が算定される場合は、基本料金に代え日割計算後基本料金を適用します。）

$$\text{*2（従量料金（円））} = \text{（従量料金単価（円/m³））} \times \text{（当該料金算定期間の払出ガス量の合計値（m³））}$$

$$\text{*3（流量基本料金（円））}$$

$$= \text{（流量基本料金単価（円/m³））} \times \text{（契約最大払出ガス量（m³））}$$

別表第 6 の 6-6 から 6-12 のいずれかの料金表を適用しており、引込地点の当社の導管が高圧導管である場合は、別表第 6 の 6-14 に掲げる高圧託送供給割引料金表を適用して以下の算式により算定した額を、上記託送供給料金から差し引きます。（なお、以下の算式では、契約最大払出ガス量として高圧導管における契約最大払出ガス量を用います。）

(高圧託送供給割引料金 (円)) = (流量基本料金 (円) *4) + (従量料金 (円) *5)

*4 (流量基本料金 (円))

= (流量基本料金単価 (円/m³)) × (契約最大払出ガス量 (m³))

(19 (料金算定期間及び日割計算) (2)(3)(4)により日割計算後基本料金が算定される場合は、基本料金に代え日割計算後基本料金を適用します。)

*5 (従量料金 (円))

= (従量料金単価 (円/m³)) × (当該料金算定期間の払出ガス量の合計値 (m³))

別表第6の6-1から6-5のいずれかの料金表を適用している場合で、引込地点の当社の導管が中圧導管である場合には、別表第6の6-15に掲げる中圧託送供給割引料金表を適用して以下の算式により算定した額を、上記託送供給料金から差し引きます。(19(料金算定期間及び日割計算)(2)(3)(4)により日割計算後基本料金が算定される場合には、別表第6の6-1から6-3、6-15の料金区分は、前回の検針日の翌日から今回の検針日までのガス量を日割計算して1か月換算したガス量によります。)

(中圧託送供給割引料金 (円)) = (基本料金 (円) *6) + (従量料金 (円) *7)

*6 (基本料金 (円)) = (定額基本料金 (円))

(19 (料金算定期間及び日割計算) (2)(3)(4)により日割計算後基本料金が算定される場合は、基本料金に代え日割計算後基本料金を適用します。)

*7 (従量料金 (円))

= (従量料金単価 (円/m³)) × (当該料金算定期間の払出ガス量の合計値 (m³))

別表第6の6-6から6-12のいずれかの料金表を適用しており、引込地点の当社の導管が低圧導管である場合は、別表第6の6-16に掲げる低圧託送供給加算料金表を適用して以下の算式により算定した額を、上記託送供給料金に加えて申し受けます。(19(料金算定期間及び日割計算)(2)(3)(4)により日割計算後基本料金が算定される場合には、別表第6の6-16の料金区分は、前回の検針日の翌日から今回の検針日までのガス量を日割計算して1か月換算したガス量によります。)

(低圧託送供給料金 (円)) = (基本料金 (円) *8) + (従量料金 (円) *9)

*8 (基本料金 (円)) = (定額基本料金 (円))

(19 (料金算定期間及び日割計算) (2)(3)(4)により日割計算後基本料金が算定される場合は、基本料金に代え日割計算後基本料金を適用します。)

*9 (従量料金 (円))

= (従量料金単価 (円/m³)) × (当該料金算定期間の払出ガス量の合計値 (m³))

19. 料金算定期間及び日割計算

(1) 当社は、託送供給料金の算定を(2)(3)(4)に掲げる場合を除き1料金算定期間を「1か月」として料金を算定します。

(2) 当社は、以下の場合には、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除き、託送供給料金(基本料金に限ります。)を日割計算により算定します。ただし、託送供給依頼者の申し出により中途解約を行う場合、契約最大払出ガス量の増量又は減量に伴い託送供給契約を変更する場合(この場合は増量又は減量前の基本料金を申し受けます。)及び40(託送供給契約の解約)(2)により託送供給契約を解約する場合は、日割計算を行いません。

① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合

② 新たに託送供給を開始(託送供給契約を変更する場合の変更後の託送供給開始を含みます。)した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

③ 39(個別契約(2部料金)の終了)の規定により個別契約を終了した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

④ 32(託送供給の制限等)の規定によりガスの供給を中止し又は需要家等に使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。

(3) 当社は、(2)①②③の規定により料金の日割計算をする場合、別表第13「料金の日割計算(1)」によります。

(4) 当社は、(2)④の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第13「料金の日割計算(2)」によります。

20. 料金等の支払い

- (1) 託送供給料金の支払義務は、当社が請求を行った日に発生します。
- (2) 21（補償料）に規定する補償料の支払義務は、当社が請求を行った日に発生します。
- (3) 16（託送供給するガス量の差異に対する措置）に規定する注入計画乖離補償料の支払義務は、精算対象月の翌月1日に発生します。
- (4) 16（託送供給するガス量の差異に対する措置）に規定する過不足ガス量精算料の支払義務は、精算対象月の翌々月1日に発生します。
- (5) 託送供給料金及び補償料の支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目とします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日とします。
- (6) 注入計画乖離補償料及び過不足ガス量精算料の支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目とします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日とします。

— 託送供給依頼者が当社に支払う場合 —

- (7) 託送供給料金、補償料、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料（以下「料金等」といいます。）、延滞利息は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込んでいただきます。
- (8) (7)の支払いは、当社が指定した金融機関預金口座に振り込まれた日になされたものとします。
- (9) (7)の支払いにかかる振込手数料は、託送供給依頼者の負担とします。
- (10) 料金等が支払期限日までに支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払の日まで、料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に対して1日当たり0.0274パーセントの延滞利息を託送供給依頼者から申し受けます。
- (11) 延滞利息は、原則として、延滞利息の算定の対象となる料金等を支払われた直後に支払義務が発生する料金等とあわせてお支払いいただきます。
- (12) 延滞利息の支払義務は、原則として、(11)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払義務発生日に発生したものとみなします。
- (13) 延滞利息の支払期限日は、原則として、(11)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払期限日と同じとします。
- (14) 料金等及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

— 当社が託送供給依頼者に支払う場合 —

- (15) 過不足ガス量精算料は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みます。
- (16) (15)の支払いは、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みをした日になされたものとし、
- (17) (15)の支払いにかかる振込手数料は、当社の負担とします。
- (18) 当社が支払期限日までに支払わない場合、支払期限日の翌日から支払いの日まで、過不足ガス量精算料から消費税等相当額を差し引いた金額に対して1日当たり0.0274パーセントの延滞利息を託送供給依頼者にお支払いします。
- (19) 延滞利息の支払義務は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる過不足ガス量精算料をお支払いした直後に支払義務が発生する託送供給料金の支払義務発生日に発生するものとし、当社は延滞利息を当該料金の支払期限日までにお支払いします。
- (20) 過不足ガス量精算料及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いします。

21. 補償料

当社は、(1)(2)(3)に該当する場合は、託送供給依頼者から各々の補償料（金額が0円を超える場合に限り、）及び消費税等相当額を申し受けます。ただし、以下の場合には、当社は(1)個別契約中途解約補償料、(2)個別契約中途変更補償料を申し受けません。

- ① 中途解約、中途変更が、設備の故障等不測の事態の発生に起因するものである場合
- ② 中途解約、中途変更が、天変地異その他著しい社会的及び経済的変動等の他律的要因の発生に起因するものである場合
- ③ 個別契約締結時点で託送供給依頼者が把握できなかった託送供給先需要家の消費機器の増設等により、託送供給期間満了前に契約最大払出ガス量を増量変更することが合理的と認められる場合
- ④ その他、補償料を申し受けないことが合理的と当社が認めた場合

(1) 個別契約中途解約補償料

当社は、託送供給期間の定めのある個別契約（別表第6の6-13. ガス灯託送供給料金を適用する個別契約を除きます。）を中途解約された場合には、次の算式によって算定した個別契約中途解約補償料を申し受けます。供給者切替に伴う中途解約の場合は①のとおり取り扱います。なお、料金表

を変更するための中途解約（料金表の変更が別表第6の6-1. 標準託送供給料金I種への変更である場合を除きます。）の場合は(2)に準じて取り扱います。

※ 別表6-2、6-3、6-15、6-16の料金区分は、中途解約日の属する月の前月までの料金算定期間における払出ガス量の合計値（以下「月間託送供給ガス量」といいます。）の平均値*によります。なお、中途解約日の属する月の前月までの払出ガス量が存在しない場合は、別表6-2、6-3、6-15、6-16の料金区分は、中途解約日の属する月の月間託送供給ガス量によります。ただし、19（料金算定期間及び日割計算）(2)(3)(4)により日割計算後基本料金が算定される場合は、当該月間託送供給ガス量に代え1か月換算ガス量によります。

* 中途解約日の属する月の前月までの払出ガス量の合計÷供給開始月から中途解約月の前月までの月数

個別契約中途解約補償料（円）＝ P×M

P：当該個別契約に基づく基本料金相当額（円）

※ 託送供給依頼者が個別契約にて申し込んだ料金表を適用

M：中途解約日の属する月の翌月から託送供給期間の満了日までの契約の残存月数（月）

① 供給者切替に伴う中途解約の場合には、次の算式によって算定した個別契約中途解約補償料を申し受けます。

個別契約中途解約補償料（円）

$$= \{ P1 \times V1 \times (M1 + M2) \} - \{ (P1 \times V1 \times M1) + (P2 \times V2 \times M2) \}$$

P1：中途解約を行う託送供給依頼者が当該個別契約にて申し込んだ料金表における流量基本料金単価（円）

P2：供給者切替後の託送供給依頼者が個別契約にて申し込んだ料金表における流量基本料金単価（円）

V1：中途解約を行う託送供給依頼者が当該個別契約にて定めた契約最大払出ガス量（m³/h）

V2：供給者切替後の託送供給依頼者が個別契約にて定めた契約最大払出ガス量（m³/h）

M1：当該個別契約に基づき託送供給を実施した月数（月）※ 中途解約日の属する月も含む

M2：中途解約日の属する月の翌月から託送供給期間の満了日までの契約の残存月数（月）

(2) 個別契約中途変更補償料

当社は、託送供給期間の定めのある個別契約（別表第6の6-13. ガス灯託送供給料金を適用する個別契約を除きます。）において託送供給期間満了前に契約最大払出ガス量を変更される場合には、次の算式によって算定した個別契約中途変更補償料を申し受けます。

① 契約最大払出ガス量を増量変更した場合

$$\text{個別契約中途変更補償料 (円)} = P \times (V2 - V1) \times M$$

P : 変更前の個別契約に基づく流量基本料金単価 (円)

V1 : 変更前の個別契約に基づく契約最大払出ガス量 (m³/h)

V2 : 変更後の個別契約に基づく契約最大払出ガス量 (m³/h)

M : 変更前の個別契約に基づき託送供給を実施した月数 (月)

※ 変更を実施した日の属する月も含む

② 契約最大払出ガス量を減量変更した場合

$$\text{個別契約中途変更補償料 (円)} = P \times (V1 - V2) \times M$$

P : 変更前の個別契約に基づく流量基本料金単価 (円)

V1 : 変更前の個別契約に基づく契約最大払出ガス量 (m³/h)

V2 : 変更後の個別契約に基づく契約最大払出ガス量 (m³/h)

M : 変更を実施した日の属する月の翌月から当該個別契約満了までの月数 (月)

※ 月数が整数でない場合、整数に満たない月数部分を日割計算

(3) 契約最大払出ガス量超過補償料

① 料金算定期間における払出ガス量の最大値が契約最大払出ガス量を上回った場合には、次の算式により算定する契約最大払出ガス量超過補償料を申し受けます。なお、過去の料金算定期間（契約最大払出ガス量を変更した場合は、契約変更日の属する料金算定期間以降の料金算定期間に限りません。以下この号において同じ。）において契約最大払出ガス量超過補償料が発生している場合には、当月の契約最大払出ガス量超過補償料が、過去の料金算定期間における契約最大払出ガス量超過補

償料の最高額を超えている場合に限り申し受けることとし、その超えている額のみをお支払いいただきます。

契約最大払出ガス量超過補償料（円） = $P \times V \times M$

P：流量基本料金単価（円/m³）

V：契約最大払出ガス量超過量（m³）*1

M：当該託送供給期間の月数（月）*2

*1：当該料金算定期間の払出ガス量の最大値が契約最大払出ガス量を上回った場合、次の算式により算定するガス量

（契約最大払出ガス量超過量（m³））

=（当該料金算定期間の払出ガス量の最大値（m³）） -（契約最大払出ガス量（m³））

*2：当該託送供給期間の月数が整数でない場合には整数に満たない月数部分を日割計算

② 当社が①により託送供給依頼者から契約最大払出ガス量超過補償料を既にお支払いいただいた場合であって、託送供給依頼者が38（個別契約（3部料金）の契約期間内での変更）（1）に基づき契約最大払出ガス量を増加する契約変更を行ったときには、当社は以下の算式により算定する精算金を託送供給依頼者に支払います。この場合、当社は契約変更日の属する料金算定期間以降の各料金算定期間の料金等の請求額から、契約変更後の料金算定期間の流量基本料金と契約変更前の料金算定期間の流量基本料金の差額を控除することにより精算金相当額に達するまで料金算定期間ごとに相殺する方法で支払うものとします。なお、精算金には利息を付しません。

精算金（円）

= 契約変更前に発生した契約最大払出ガス量超過補償料の合計金額（円）

× 契約変更日の翌日から契約満了日までの残存月数（月）*

÷ 当該託送供給期間の月数（月）*

-（当社が支払いを受けていない契約最大払出ガス量超過補償料がある場合には当該補償料の合計金額（円）+ 当社が支払いを受けていない契約最大払出ガス量超過補償料がある場合には当該補償料の延滞利息（円））

* 当該託送供給期間の月数が整数でない場合には整数に満たない月数部分を日割計算

V. 必要となる設備

22. 託送供給に必要となる設備

(1) 託送供給を実施するにあたり必要となる設備（以下「必要設備」といいます。）は、原則として別表第7に掲げるものであり、詳細仕様は協議により定めます。

(2) 必要設備等の所有権は、費用負担の如何にかかわらず、原則として受入地点から引込地点までの部分及びガスメーター等については当社に帰属するものとし、それ以外の部分については、託送供給契約等で当社に帰属するものと定めた場合を除き、当社に帰属しないものとします。

(3) 当社が設置若しくは所有する供給設備等の工事及び維持管理のために必要な用地の確保、又は託送供給先需要家との調整等について、託送供給依頼者は当社に協力していただきます。

なお、用地の確保及び託送供給期間中の用地の使用の継続に要する費用（託送供給依頼者からのガスを受け入れるために必要な設備に関するものに限ります。）は、託送供給依頼者から申し受けます。

23. ガス工事の申し込み

当社は、ガス工事に関して以下のように取り扱います。託送供給依頼者は、以下のガス工事に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載のうえ需要家等へ周知していただくものとします。

(1) ガスを新たに供給するため、又は需要家等のガスの使用状況の変更をしようとするためのガス工事を申し込む託送供給依頼者（以下「工事申込者」といいます。）は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社が別途定める契約条件に基づき、当社に申し込みをしていただきます（25（ガス工事の実施）（1）ただし書きにより当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。

なお、需要家等、工事申込者以外の者がガス工事を申し込む場合も当社が別途定める契約条件に基づき、当社に申し込みをしていただきます（承諾工事人にガス工事を申し込む方を除きます。）。

(2) (1)のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。

(3) 当社は、(1)の申し込みに応じて、ガスメーターの能力等の仕様を決定します。適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス工事の申し込みのときに、工事申込者又は需要家等が設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器（使用開始にあたって、(2)に規定する使用状況

を変更することなく使用できるガス機器に限ります。)が同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる適正なガスメーターの能力とします。

(4) 家庭用にガスを供給する場合には、(3)の標準的ガス消費量を算出するにあたり、次のガス機器を算出の対象から除きます。

① オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度が少ないもの

② 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの(大型と小型の場合は小型のものとしします。)

(5) 家庭用以外にガスを供給する場合は、その需要のガス使用状況に応じ、工事申込者と協議の上(3)の標準的ガス消費量を算出することがあります。

(6) 当社は、1需要場所につきガスメーター1個を設置します。なお、当社が特別の事情があると判断したときには、1需要場所につきガスメーターを2個以上設置することがあります。

(7) 当社は、工事申込者と協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取り替え等維持管理が容易な場所にガスメーター等を設置します。

(8) 当社は、3(用語の定義)(23)の境界線内において、その需要家等のために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、需要家等は、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地又は建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日苦情及び紛争が生じても、当社は責任を負いません。

(9) 当社は、保安作業、検針などを円滑に行うために必要と認めるときは、需要家等の承諾を得て当社の費用でガスメーターの位置変えなど需要家等が所有されている供給施設の軽微な変更工事を行うことがあります。この場合、需要家等は合理的な理由がない限り承諾していただきます。

(10) 当社は、当社若しくは承諾工事人が供給施設を設置若しくは変更した場合、当社が点検等で供給施設を確認した際、又は託送供給契約の締結、変更若しくは解約に伴い、3(用語の定義)(23)の境界線内の土地、建物若しくは施設又はその周辺道路に、円滑なガス供給、迅速なガス工事及び保安の確保のために、需要家等にかかる情報を表示した当社所定の標識(シール、札及び杭等)を設置させていただきます。

(11) 当社が、需要家等のために私道に導管を埋設する場合には、需要家等は私道所有者等からの承諾を得ていただきます。

24. ガス工事の承諾の義務

- (1) 当社は、23（ガス工事の申し込み）（1）のガス工事の申し込みがあった場合には、（2）に規定する場合を除き、承諾します。
- (2) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法令等によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 災害及び感染症の流行等によりガス工事の実施が困難な場合
 - ③ 申し込まれたガス工事場所が、特異地形等であってガス工事の実施が技術的に困難又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ④ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガス工事の実施が不可能な場合又は著しく困難な場合
- (3) 当社は、（2）によりガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく工事申込者に通知します。

25. ガス工事の実施

ー ガス工事の施工者等 ー

- (1) ガス工事は、当社に申し込んでいただき、当社が施工します。ただし、（2）に規定する工事は、承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。
- (2) ガス工事のうち、工事申込者が承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事とします。
- ① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
 - ② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事
 - ③ 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事

④ 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事

⑤ ガス栓のみを取り替える工事

⑥ ①から⑤の工事に伴う内管の撤去工事

(3) 工事申込者がガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件は工事申込者と承諾工事人との間で決めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。また、その工事に関して補修が必要となったとき又は工事申込者が損害を受けられたとき等には、工事申込者と承諾工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。

－ 気密試験等 －

(4) 当社が施工した内管及びガス栓を当社が工事申込者に引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ内管の気密試験を行います。

(5) 承諾工事人が施工した内管及びガス栓を承諾工事人が工事申込者に引き渡すにあたっては、承諾工事人が内管の気密試験を行います。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が内管の気密試験を行うことがあります。

(6) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵があると当社が判断した場合、又は(5)の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで当社は当該施設への託送供給をお断りすることがあります。

26. 工事に伴う費用の負担

－ 工事負担金 －

(1) 払い出しのための必要設備のうち、本支管及び整圧器（27（内管工事に伴う費用の負担）(6)の整圧器を除きます。）は、当社の所有とし、当社が施工し、設置するものとします。なお、設置にあたって、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として工事申込者に負担していただきます。なお、当社が設置した本支管及び整圧器（27（内管工事に伴う費用の負担）(6)の整圧器を除きます。）は、当社が将来他の需要家等への託送供給のためにも使用します。

① ガス工事の申し込みに伴い、本支管、整圧器又はガス遮断装置を新たに設置する工事（以下「延長工事」といいます。）を行う場合において、需要家等の予定ガス量（以下「予定ガス量」といいます。）に必要な大きさの本支管及び整圧器（別表第8に掲げる本支管及び整圧器のうち、予定ガス量に必要な最小限の口径のものをいいます。）の設置の工事に要する費用（以下「延長工事費」といいます。）が別表第9の当社負担額を超えるときは、その差額

② ガス工事の申し込みに伴い、本支管を入れ替え若しくは整圧器を取り替える工事（以下「入取替工事」といいます。）を行う場合において、その工事に要する費用（①の考え方によります。）から入取替工事によって不要となる本支管又は整圧器と同等のものの材料価額（すべての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を含まないものとします。）の平均額のうち、材料価額（消費税等相当額を除いたものとします。）に相当する額をいいます。）を差し引いた金額（以下「入取替工事費」といいます。）が別表第9の当社負担額を超えるときは、その差額

③ ガス工事の申し込みにともなう延長工事が入取替工事をともなう場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額が別表第9の当社負担額を超えるときは、その差額

－ 複数の工事申込者から申し込みがあった場合の工事負担金の算定 －

(2) 複数の工事申込者からガス工事の申し込み（この約款に基づく申し込みに限らず、当社ガス工事約款に基づく申し込みも含みます。）をいただいたことに伴い延長工事又は入取替工事を行う場合において、当社が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することができるときには、工事申込者と協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。

(3) (2)の場合、当社が同時に設計及び見積もりを行った工事費（消費税等相当額を除いたものとします。）が、その複数の工事申込者についての別表第9の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として工事申込者に負担していただくものとし、公平の原則に基づき、それぞれの工事申込者別に割り振り、算定します。

(4) (2)の「1つの工事」とは、同時になされたすべての工事申込者の申し込みについて、当社が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。

(5) 複数の工事申込者から共同してガス工事の申し込みをいただいたことに伴い延長工事又は入取替工事を行う場合には、その申し込みを1つの申し込みとして取り扱うことがあります。

(6) (5)の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものとします。）が、その複数の工事申込者についての別表第9の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として工事申込者に負担していただきます。この工事負担金は、それぞれの工事申込者ごとの算定を行いません（(8)、(9)において同じ。）。

(7) 工事申込者から複数のガスの使用予定者のためのガス工事の申し込みがあり、それに伴って延長工事及び入取替工事を行う場合は、(5)の申し込みがあったものとして取り扱います。

(8) (7)の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものとします。）が、使用予定者についての別表第9の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として負担していただきます。

－ 宅地分譲地の場合の工事負担金の算定 －

(9) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申し込みがあった場合は、次により取り扱います。

- ① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、工事申込者により、ガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画数に対し50パーセント以上ある場合を除きます。
- ② 申し込みによるガスの使用予定者への託送供給に必要な延長工事費及び入取替工事費が、3年経過後の払い出し予定についての別表第9の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として負担していただきます。この場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地におけるすべてのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。
- ③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、工事申込者にガス工事の申し込みを受けた時に3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、工事申込者と協議のうえ、工事負担金を決定することがあります。

－ 設備負担金 －

(10) 必要設備（本支管及び整圧器を含みません。）のうち、ガスの圧力、性状の監視等、託送供給に伴う受け入れのために、当社において必要となる設備については、当社が設置します。

なお、当社は、その必要設備の設置工事及び当社設備の改造、変更及び更新の工事に要する材料費、工事費及び諸経費等の合計額（ガスメーター本体の費用を除きます。）に消費税等相当額を加えた額を託送供給依頼者から設備負担金として申し受けます。

－ 工事負担金及び設備負担金契約 －

(11) 託送供給依頼者と当社は、設備負担金に関する必要な事項について設備負担金契約書を工事着手前に作成します。この場合、契約は契約書締結時に成立します。

(12) 工事申込者と当社は、工事負担金に関する必要な事項について、必要に応じて工事負担金契約書を工事着手前に作成します。この場合、契約は契約書締結時に成立します。

(13) 工事着手（設計業者、工事業者との折衝等の工事準備行為を含みます。以下において同じ。）後、当社の責に帰さない事由によって、託送供給開始前に託送供給契約が解約又は変更される場合、(11)、(12)に規定する工事負担金契約及び設備負担金契約が解約又は変更される場合は、当社がすでに要した費用及び解約又は変更によって生じた損害を賠償していただくことを原則とします。

ただし、工事を実施していない部分につき、28（工事費等の申し受け及び精算）(10)の①から④の

事情に該当することが判明し、当社が託送供給契約、工事負担金契約及び設備負担金契約の解約又は変更もやむを得ないと認める場合は、工事申込者と協議のうえ、当社は賠償額の一部又は全部を免除することがあります。

(14) (13)に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりとします。

- ① すでに工事等を実施した部分についての材料費、労務費等の工事費（消費税等相当額を含むものとします。）及び工具、機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含むものとします。）
- ② 原状回復に要した費用（消費税等相当額を含むものとします。）
- ③ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害

(15) 工事申込者の都合による等、当社の責に帰すべき事由なく、ガス工事が変更、中断又は解約される場合は、それにより発生する損害について、当社は賠償の責任を負いません。

27. 内管工事に伴う費用の負担

－ 供給施設の所有区分と工事費 －

- (1) 内管及びガス栓は需要家等の所有とし、その費用は工事申込者に負担していただきます。ただし、別表第 15 に定める場合には、内管の工事に要する費用の一部を当社が負担いたします。
- (2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社が留保するものとし、需要家等は当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、その旨の表示を付すことがあります（(4)、(6)及び(8)において同じ。）。
- (3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、以下の①に規定する方法により算定した見積単価（ただし、以下の②にかかげる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途必要となる付帯工事費、夜間工事費、休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものとします。

- ① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1 m 当たり、1 個当たり又は 1 箇所当たり等で表示します。

なお、見積単価を記載した見積単価表は、別表第 2 に規定する閲覧場所に掲示しています。

イ 材料費

材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手、その他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出します。

ロ 労務費

労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出します。

ハ 運搬費

運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出します。

ニ 設計監督費

設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出します。

ホ 諸経費

諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出します。

- ② 次の各号にかかげる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものとします。

イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事

ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事

ハ 当社が別に定めた規格及び工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料を工事申込者が提供する工事

(4) 需要家等のために設置されるガス遮断装置は、原則として需要家等の所有とし、その費用は工事申込者に負担いただきます。

(5) (4)に規定するガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとします。

(6) 需要家等の申し込みによりその需要家等のために設置される整圧器は、需要家等の所有とし、その費用は工事申込者に負担いただきます。

(7) (6)に規定する整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとします。

(8) 需要家等の申し込みにより設置される昇圧供給装置は、需要家等の所有とし、その費用は工事申込者に負担いただきます。

(9) (8)に規定する昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとします。

(10) ガスメーター等は当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとします。）は、工事申込者に負担していただきます。ただし、ガスメーターの検定期間満了による取り替え等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担します。

(11) 供給管は、当社の所有とし、これに要する工事費は、当社が負担します。ただし、需要家等の申し込みにより供給管の位置替えを行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとします。）は、その工事申込者に負担していただきます。

－工事材料の提供と工事費の算定－

(12) 当社は、工事申込者が提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定します。

① 当社は、工事申込者が工事材料を提供する場合（②を除きます。）には、検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の規定する基準に適合していることを要します。工事申込者が工事材料を提供する場合、その工事材料を(3)の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定します。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものとします。）を工事申込者に負担していただきます。

② 当社は、当社が別に定めた規格及び工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料を工事申込者が提供する場合には、検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その材料を控除して工事費を算定します。また、別に定める検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものとします。）を工事申込者に負担していただきます。

③ ②の工事申込者が提供する工事材料とは、次のすべての条件に該当するものに限り、これを用いる場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。

イ ガス事業法令及び当社の定める材料、設計及び施工基準に適合するものであること

ロ 当社が指定する講習を修了した者により、当社が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること

(13) (1)から(12)のガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社がガス工事の申し込みを承諾したときに成立します。なお、契約を変更する場合も同様とします。工事申込者が希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成します。この場合、契約は、契約書締結時に成立します。

28. 工事費等の申し受け及び精算

- (1) 当社は、ガス工事の申し込みに伴い、内管及びガス栓の工事を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計及び見積もりを行い、工事費の明細を通知し、工事申込者と協議のうえ、工事予定日を決定します。
- (2) 当社は、26（工事に伴う費用の負担）の工事負担金及び設備負担金を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計及び見積もりを行い、工事申込者に工事負担金及び設備負担金の明細を通知します。
- (3) (1)及び(2)のガス工事の設計及び見積もりなどに際して、試掘調査など別途費用を要する場合には、その費用に消費税等相当額を加えた金額を、工事申込者に負担していただく場合があります。
- (4) 当社は、26（工事に伴う費用の負担）(1)から(8)及び(10)の規定により工事申込者に負担いただくものとして算定した工事負担金及び設備負担金を、原則として、その工事完成日（託送供給の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（27（内管工事に伴う費用の負担）(6)の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）の前日までに全額申し受けま
- (5) 当社は、27（内管工事に伴う費用の負担）の規定により、工事申込者に負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあってはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあっては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けま
- (6) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、工事申込者に負担いただく 26（工事に伴う費用の負担）及び 27（内管工事に伴う費用の負担）の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といいます。）を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることがあります。
- ① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6か月を超える工事をいいます。）
- ② その他、当社が特に必要と認めた工事
- (7) 当社は、増設工事等で小規模な工事（工事費が10万円以下の工事をいいます。）については、当社が認める場合には、工事費等の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べることができます。
- (8) 当社は、需要家等所有の既設内管を、その需要家等からの申し込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事等当社が認める場合には、工事費等の全部又は一部の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べるすることができます。
- (9) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けま

(10) 当社は、工事費、工事負担金及び設備負担金を申し受けた後、次の事情によって工事費、工事負担金及び設備負担金に著しい差異が生じた場合には、工事完了後遅滞なく精算することとします。

① 工事の設計後に工事申込者の申し出により導管の延長及び口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき。

② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物及び掘さく規制等に伴い、工事の実施条件に変更があったとき。

③ 工事に要する材料の価額（消費税等相当額を含むものとします。）又は労務費に著しい変動があったとき。

④ その他工事費、工事負担金及び設備負担金（消費税等相当額を含むものとします。）に著しい差異が生じたとき。

－ 修繕費の負担 －

(11) 需要家等所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取り替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものとします。）は工事申込者に負担いただき、当社所有の供給施設の修繕費は当社が負担することを原則とします。

－ 工事費等の債権の譲渡 －

(12) 当社は、工事費、工事負担金、設備負担金及び修繕費にかかる債権について当社が指定する事業者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することができるものとします。この場合、当社及び請求事業者は、譲渡承認の請求を省略するものとし、工事申込者はあらかじめ当該債権譲渡を承諾していただきます。

(13) 工事申込者は、当社が(12)の債権譲渡を行う場合において、請求及び回収に必要な工事申込者の情報を請求事業者に通知することについて、同意していただきます。

(14) 工事申込者は、当社が(12)の債権譲渡を行う場合において、請求事業者が工事費、工事負担金、設備負担金及び修繕費にかかる債権に関して弁済を受けた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

29. 工事費等の支払方法

(1) 工事費、工事負担金、設備負担金及び修繕費については、原則として払い込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

① 当社又は当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等

② 当社の事業所等

(2) 前項にかかわらず、28（工事費等の申し受け及び精算）(12)に基づき、工事費、工事負担金、設備負担金及び修繕費にかかる債権について譲渡した場合は、前項①の「当社」を「請求事業者」と読み替えるものとし、②の場所ではお支払いいただけないものとします。

30. 不可抗力による損害

(1) 当社は以下の供給施設の工事を行う場合において、天災その他自然的又は人為的な事象であって、工事申込者又は当社のいずれの責めにも帰すことのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器又は施工用機器について損害が生じたときは、事実発生後その状況を工事申込者に通知します。

① 内管及びガス栓

② ガス遮断装置

③ 整圧器（工事申込者の申し込みによりその工事申込者又は需要家等のために設置されるもの）

④ 昇圧供給装置

(2) 前項の損害で重大なものについて当社が善良な管理者としての注意をもって工事等をしたと認められるときは、その損害額は工事申込者が負担することとします。

(3) 火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とします。

31. 担保責任

(1) 当社は以下の供給施設の工事を行う場合において、工事目的物が契約に適合していない場合、工事申込者は相当の期間を定めて当社に補修を求めることができます。ただし契約不適合が重大でなく、かつ、補修に過分の費用を要するときは、当社は損害賠償によりこれを代えることができます。

① 内管及びガス栓

② ガス遮断装置

③ 整圧器（工事申込者の申し込みによりその工事申込者又は需要家等のために設置されるもの）

④ 昇圧供給装置

(2) (1)の担保責任の期間は、民法の規定に従うものとします。

VI. 託送供給の制限等

32. 託送供給の制限等

(1) 受入地点において託送供給依頼者が注入するガスの組成等が託送供給契約と相違する場合には、託送供給依頼者はただちに、受入地点におけるガスの注入を停止するとともに、その旨を当社に通知していただきます。また、託送供給依頼者のガス製造設備が緊急停止した場合も、当社にただちに通知していただきます。

(2) 託送供給依頼者は、次の事由のいずれかに該当する場合には、受入地点におけるガスの注入又は需要場所における払い出しをただちに制限又は停止していただきます。当社は、託送供給依頼者が制限又は停止をしない場合、託送供給を制限又は停止する場合があります。その際、当社はあらかじめその内容を託送供給依頼者に通知します。ただし、緊急の場合又は託送供給依頼者が通知の内容に従わない場合にはあらかじめその内容を託送供給依頼者に通知（託送供給依頼者が通知の内容に従わない場合にはあらかじめ通知）することなく、当社が託送供給を制限又は停止することがあります。また、託送供給の制限又は停止に際し、需要家等及び託送供給依頼者の卸供給先事業者との折衝等が必要となる事項があり、当社がその実施を求める場合、託送供給依頼者にはこれに応じていただきます。なお、託送供給依頼者がこれに応じない場合には、当社が需要家等及び託送供給依頼者の卸供給先事業者に対し託送供給の制限又は停止を行うことを通知することができることとします。

① 託送供給依頼者が、当社のガス工作物を故意又は重大な過失により損傷又は亡失して当社に重大な損害を与えた場合

② 託送供給依頼者又は需要家等が、48（保安等のための敷地及び建物への立ち入り）に規定する当社係員の立ち入り等、託送供給実施に際して当社が求める協力の依頼を正当な理由なく拒んだ場合、又は保安に係る責任の規定に違反した場合

③ 託送供給依頼者が、支払期日までに料金等その他の当社に対する債務を履行しない場合

④ 払出ガス量が契約最大払出ガス量を超える場合、又は受入ガス量が当社の通知する注入計画指示ガス量と著しく乖離する場合

⑤ 託送供給依頼者が、託送供給検討の申し込み、託送供給契約の更新又は託送供給契約の変更等の手続きが必要である場合に、当社が求めたにもかかわらず、これに応じない場合

⑥ その他、託送供給依頼者が託送供給契約その他関連する契約に違反した場合

(3) 当社は次の事由のいずれかに該当するときには、託送供給依頼者に通知することなく、託送供給の制限又は中止をする場合があります。この際、必要に応じ需要家等に対し、託送供給の制限又は中止をする旨を通知することがあります。また、託送供給の制限又は中止に際し、需要家等及び託送供給依頼者の卸供給先事業者との折衝等が必要となる事項があり、当社がその実施を求める場合、託送供給依頼者にはこれに応じさせていただきます。なお、託送供給依頼者がこれに応じない場合には、当社が需要家等及び託送供給依頼者の卸供給先事業者に対し託送供給の制限又は中止を行うことを通知することができることとします。

① 災害及び感染症の流行等その他の不可抗力による場合

② 法令の規定による場合

③ 以下に掲げる事項等当社のガス導管事業の適確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合

- ・ ガス漏れによる事故の発生のおそれがある場合その他保安上必要な場合
- ・ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
- ・ ガスの原料不足等により、託送供給依頼者の注入途絶のおそれがあると認めた場合
- ・ 災害発生後の二次災害を防止する必要があると認めた場合

④ 当社のガス工作物に故障が生じた場合及び修理その他工事施工（ガスメーター等の点検、修理、取り替え等も含みます。）のため特に必要がある場合

⑤ 受入ガス量が当社の通知する注入計画指示ガス量に調整指令を反映させたガス量と著しく乖離する場合

(4) 託送供給依頼者の責めに帰すべき事由により託送供給の制限、停止をした場合、託送供給依頼者には、ただちに、託送供給の制限、停止に要した費用に消費税等相当額を加えた額を支払っていただくとともに、当社が損害を受けた際にはその損害を賠償していただきます。

(5) 当社が託送供給の制限、停止又は中止をしたことによる需要家等からの問い合わせ等に対しては、託送供給依頼者が対応していただきます。

(6) 託送供給依頼者は、(1)から(5)に規定する託送供給の制限等に関する事項について小売供給契約時に交付する書面等に記載し、需要家等に周知し承諾を得ていただきます。なお、(1)から(5)に規定する事項について需要家等が承諾していることについて疑義が生じた場合は、承諾書の確認をさせていただく場合があります、これらが守られていないことが判明した場合は、託送供給を制限又は停止することがあります。

33. 託送供給の制限等の解除

- (1) 託送供給依頼者は、32（託送供給の制限等）（1）による託送供給の停止を解除しようとする場合には、事前に当社と協議するものとします。
- (2) 32（託送供給の制限等）（2）によって当社が託送供給を制限又は停止した場合であって、託送供給の制限又は停止の事由が解消した場合には、当社は速やかに託送供給を再開します。なお、託送供給の再開に要する費用に消費税等相当額を加えた額を、託送供給を再開する前に支払っていただきます。ただし、緊急の場合等当社がやむをえないと判断した場合には、託送供給再開後の当社が指定する期日までに支払っていただきます。
- (3) 当社は、(2)の託送供給の停止の再開は原則として9時から19時の間（休日は9時から17時の間）に速やかに行います。

34. 損害賠償の免責

- (1) 12（託送供給の開始）（4）によって託送供給開始日を変更した場合、32（託送供給の制限等）（3）によって託送供給を制限若しくは中止した場合、又は40（託送供給契約の解約）によって託送供給契約を解約若しくは変更した場合であって、それが当社の責に帰すべき事由によらないものである場合には、当社は託送供給依頼者、需要家等又は第三者の受けた損害について賠償の責を負いません。
- (2) この約款に基づき託送供給を制限又は中止をしたことにより、需要家等又は第三者に損害が生じる等紛争が生じたときは、原則として託送供給依頼者に対応していただきます。
- (3) 託送供給依頼者が託送供給先需要家との料金支払い又は不正使用等の事由によってガス小売供給を制限又は停止した場合において、当社がガス供給の制限又は停止を解除したこと等により託送供給依頼者又は需要家等が損害を受けても、当社は賠償の責を負いません。

Ⅶ. 託送供給契約の継続、変更及び終了等

35. 基本契約の継続、変更及び終了

- (1) 基本契約期間満了後も当該基本契約（(2)による更新又は変更があった場合には更新、変更後の基本契約）による託送供給の継続に支障がないと当社が認め、託送供給依頼者が継続を希望するとき

は、同満了時点における最新の当社の供給計画の終了時点までを限度として基本契約を継続するものとし、以後同様とします。

- (2) 基本契約期間満了日をもって契約条件の全部又は一部を変更した上での更新、又は基本契約の変更を希望する託送供給依頼者は、基本契約期間満了日又は変更を希望する期日の3か月前（休日の場合は、直前の休日でない日）までに、書面等により、基本契約を更新又は変更する旨を当社に申し込んでいただきます。なお、その変更の内容によっては、7（託送供給検討の申し込み）に規定するところにより受入検討の申し込みをしていただきます。この場合、9（託送供給契約の申し込み及び締結）の適用があるものとします。
- (3) 基本契約の期間満了前に基本契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日の3か月前（休日の場合は、直前の休日でない日）までに、基本契約の終了の申し込みをしていただきます。この申し込みを当社が承諾した場合、終了を希望する期日をもって基本契約を終了します。なお、基本契約の終了の期日に個別契約が継続していた場合、当該終了の期日をもって個別契約を終了します。
- (4) 理由の如何を問わず、基本契約終了に際し当社設備の原状回復を行う場合には、当社は、託送供給依頼者にその費用の全額を負担していただくとともに必要な協力をしていただきます。

36. 年単位の個別契約（3部料金）の託送供給期間満了

(1) 託送供給依頼者が、託送供給期間満了日をもって年単位の個別契約を終了する場合には、以下に定める日（休日の場合は、直前の休日でない日）までに、当社の定める様式により、託送供給期間満了日をもって個別契約を終了する旨を当社に申し込んでいただきます。当社が承諾した場合、託送供給期間満了日をもって個別契約は終了します。

①「供給者切替」の場合で、別表第6に記載の託送供給料金表のうち、「6-2. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ-A種」、「6-3. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ-B種」、「6-4. 標準託送供給料金Ⅱ種」、「6-5. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅱ種」での個別契約申し込みの場合

- ・ 託送供給期間満了日の3営業日前の日

②「供給者切替」の場合で、①以外の場合

- ・ 託送供給期間満了日の15日前の日

③「供給者切替」以外の場合

- ・ 託送供給期間満了日

なお、供給者切替に伴い個別契約を終了する場合であって、原則として以下に定める日（休日の場合は、直前の休日でない日）までに新たな託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の申し込みが行われなかった場合、当社は当該終了申し込みを無効として取り扱います。

① 新たな託送供給依頼者からの申し込みが、別表第6に記載の託送供給料金表のうち「6-1. 標準託送供給料金Ⅰ種」、「6-2. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ-A種」、「6-3. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ-B種」、「6-4. 標準託送供給料金Ⅱ種」、「6-5. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅱ種」での個別契約申し込みの場合、託送供給期間満了日の5営業日前の日

② 新たな託送供給依頼者からの申し込みが、①以外の個別契約申し込みの場合、託送供給期間満了日の15日前の日

(2) 託送供給依頼者は、個別契約の終了日までに託送供給の終了に必要な作業を行い、原則3営業日以内に当社へ報告していただきます。ただし、供給者切替に伴う個別契約の終了の場合はこの限りではありません。

(3) 託送供給依頼者が、託送供給期間満了日をもって年単位の個別契約につき契約条件の全部又は一部を変更した上での更新（以下、同一の受入地点及び需要場所において託送供給期間満了日をもって契約条件を変更（適用する料金表の変更は除きます。）した上で個別契約を再契約する場合を「更新」といいます。）を希望される場合には、原則として託送供給期間満了日の15日前の日（休日の場合は、直前の休日でない日）までに、当社の定める様式により、託送供給期間満了日をもって個別契約を更新する旨を当社に申し込んでいただきます。

(4) (1)又は(3)の申し込みがない限り、年単位の個別契約は何らの手続きも要せずに同一条件で1年間延長するものとします。ただし、託送供給期間満了日の15日前の日（休日の場合は、直前の休日でない日）までに払出ガス量の最大値が契約最大払出ガス量を超過した実績の判明した個別契約は同一条件で延長することができないものとし、(3)の申し込みがない場合は託送供給期間満了日をもって個別契約は終了します。

(5) (3)の更新において、契約最大払出ガス量の増量が変更内容に含まれる場合は、更新予定の個別契約の申し込み期限日の1か月前（休日の場合は、直前の休日でない日）までに、7（託送供給検討の申し込み）に規定するところにより供給検討の申し込みをしていただきます。この場合、9（託送供給契約の申し込み及び締結）の適用があるものとします。

(6) (3)の更新において、託送供給依頼者が(5)の契約最大払出ガス量以外の条件を変更した上で個別契約の更新を希望する場合又は年単位でない個別契約への更新（契約更新後の託送供給契約期間を託送供給依頼者又は託送供給先需要家の事業年度又は暦年単位に変更する場合であって、1年未満となる場合は除きます。）を希望する場合には、更新予定の個別契約の申し込み期限日の1か月前（休日の場合は、直前の休日でない日）までに、7（託送供給検討の申し込み）に規定するところ

ろにより供給検討の申し込みをしていただきます。この場合、9（託送供給契約の申し込み及び締結）の適用があるものとします。

(7) 個別契約期間満了日をもって年単位の個別契約を更新する場合に、終了しようとしている個別契約期間中に、払出ガス量の最大値が契約最大払出ガス量を超過した実績（この実績のうち、契約期間中で最大の払出ガス量を以下「実績最大払出ガス量」といいます。）があるときは、託送供給依頼者には、(5)の更新手続きによっていただきます。この場合、上記供給検討申し込み時点における終了しようとしている契約期間中の実績最大払出ガス量を下回らない範囲内で、供給検討において希望する契約最大払出ガス量を申し込んでいただき、契約期間中の実績最大払出ガス量を下回らない範囲内で、個別契約を締結していただきます。ただし、託送供給先需要家の消費機器の撤去等により、更新予定の個別契約において想定される最大払出ガス量が実績最大払出ガス量を明らかに下回る場合で、託送供給依頼者から書面等にて申し込みを受け、当社が認めた場合には、この限りではありません。なお、当社による検討の結果、現状の設備では当該託送供給の引き受けができない場合は、設備の増強等が実施されるまでは当社が引き受け可能な範囲内で当社が指定する契約最大払出ガス量により契約していただきます。

(8) 9（託送供給契約の申し込み及び締結）(9)により契約最大払出ガス量を設定している個別契約について、個別契約期間満了日をもって年単位の個別契約を更新する場合に、終了しようとしている個別契約期間中に、当該需要場所における払出地点で払い出されたガスを消費する機器の定格能力又は当該需要場所における払出地点のメーター能力の変更により契約最大払出ガス量を変更する必要があるときは、託送供給依頼者には、(5)の更新手続きによっていただきます。この場合、原則として上記供給検討申し込み時点において9（託送供給契約の申し込み及び締結）(9)に規定する要件を満たすように供給検討において契約最大払出ガス量を設定して申し込んでいただきます。ただし、当社による検討の結果、現状の設備では当該託送供給の引き受けができない場合は、設備の増強等が実施されるまでは当社が引き受け可能な範囲内で当社が指定する契約最大払出ガス量により契約していただきます。

(9) ガスメーターを取り替える際に、当社の運用の見直しに伴いメーター能力を変更する必要がある場合、その結果として契約最大払出ガス量を変更する必要がある場合には、(7)にかかわらず、ただちに7（託送供給検討の申し込み）に定めるところにより供給検討の申し込みをしていただきます。当社は遅滞なく託送供給依頼者に契約最大払出ガス量を通知し、これにより更新後の個別契約の契約最大払出ガス量はガスメーターの取替日から変更されたものとし、変更により生ずる料金等の精算は、遅滞なく行います。また、契約最大払出ガス量の変更手続きが完了するまでに払出ガス量が変更前の契約最大払出ガス量を超過した場合には、当社は21（補償料）(3)に定める契約最大払出ガス量超過補償料の申し受けを留保し、供給検討又は契約最大払出ガス量の変更後の契約内容に応じて補償料を申し受け又は申し受けないこととします。

- (10) (4)から(9)までにより年単位の個別契約が延長又は更新された後、託送供給開始日までに払出ガス量が契約最大払出ガス量を超過した場合には、ただちに7(託送供給検討の申し込み)に規定するところにより供給検討の申し込みをしていただきます。この場合、希望する契約最大払出ガス量の取り扱いは(7)に準じます。当社は遅滞なく託送供給依頼者に契約最大払出ガス量を通知し、これにより延長又は更新後の託送供給契約の契約最大払出ガス量は託送供給開始日から変更されたものとし、変更により生ずる料金等の精算は、遅滞なく行います。なお、契約最大払出ガス量の変更手続きが完了するまでに払出ガス量が変更前の契約最大払出ガス量を超過した場合には、当社は21(補償料)(3)に定める契約最大払出ガス量超過補償料の申し受けを留保し、供給検討又は契約最大払出ガス量の変更後の契約内容に応じて補償料を申し受け又は申し受けないこととします。
- (11) 理由の如何を問わず、個別契約終了に際し当社設備の原状回復を行う場合には、当社は、託送供給依頼者にその費用の全額を負担していただくとともに必要な協力をしていただきます。
- (12) 託送供給依頼者からの申し出がない場合であっても、既に転居されている等明らかに託送供給先需要家がガスの使用を廃止したと認められるときは、当社が個別契約を終了させるための措置をとることがあります。その場合、個別契約の終了に必要な措置を実施した日をもって個別契約を終了することとします。

37. 年単位でない個別契約(3部料金)の託送供給期間満了

年単位でない個別契約(3部料金)の託送供給期間満了時の取り扱いについては、36(年単位の個別契約(3部料金)の託送供給期間満了)を準用するものとします。ただし、36(年単位の個別契約(3部料金)の託送供給期間満了)(1)の終了申し込み及び(4)の自動延長の準用はないものとし、原則として託送供給期間満了日の15日前の日までに託送供給依頼者から当社に何らの申し込みもない場合には、個別契約は託送供給期間満了日をもって終了することとします。

38. 個別契約(3部料金)の契約期間内での変更

- (1) 個別契約(年単位かどうかは問いません。)の契約期間途中での内容変更(ただし、9(託送供給契約の申し込み及び締結)(10)⑤の場合以外の契約期間の変更は除きます。)については、36(年単位の個別契約(3部料金)の託送供給期間満了)(ただし(1)、(4)、(11)及び(12)を除きます。)を準用するものとします。この場合、「更新」を「中途変更」と、「託送供給期間満了日」を「中途変更希望日(ただし、原則として当社が定例検針を実施する日とします。)」と、読み替えるものとします。ただし、中途変更するための個別契約の申し込みから遡って6か月以内に8(託送供給の可否の検討及び通知)(1)に規定する当社の通知が別途行われており、当社が通知した書面等に記載し

た供給条件の範囲内で中途変更を希望する場合には、供給検討の申し込みは不要とします。この場合、託送供給依頼者は、原則として中途変更希望日の15日前の日までに個別契約を中途変更する旨を当社の定める様式にて当社に申し込んでいただきます。なお、当社がガス導管事業の適確な遂行に支障を生じさせないと認める場合に限り、この約款の定めにかかわらず中途変更希望日を前倒して契約を変更し締結する場合があります。

(2) 個別契約（年単位かどうかは問いません。）の契約期間途中で中途解約については、36（年単位の個別契約（3部料金）の託送供給期間満了）（1）及び(11)を準用します。この場合、「託送供給期間満了日」を「中途解約希望日」と読み替えるものとします。

39. 個別契約（2部料金）の終了

(1) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、以下に定める日（休日の場合は直前の休日ではない日）までに、当社の定める様式により、当社に申し込みをしていただきます。

① 「供給者切替」の場合

- ・ 託送供給の終了を希望する期日の3営業日前の日

② 「供給者切替」以外の場合

- ・ 託送供給の終了を希望する期日

(2) (1)の申し込みを当社が承諾した場合、終了を希望する期日をもって個別契約が終了するものとします。ただし、託送供給の終了を希望する期日の翌日以降に託送供給依頼者が託送供給の終了に必要な作業を実施する場合には、当該作業を実施した日をもって、個別契約が終了するものとします。

なお、供給者切替に伴い個別契約を終了する場合であって、原則として以下に定める日（休日の場合は、直前の休日でない日）までに新たな託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の申し込みが行われなかった場合、当社は当該終了申し込みを無効と取り扱います。

① 新たな託送供給依頼者からの申し込みが、別表第6に記載の託送供給料金表のうち「6-1. 標準託送供給料金Ⅰ種」、「6-2. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ-A種」、「6-3. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅰ-B種」、「6-4. 標準託送供給料金Ⅱ種」、「6-5. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅱ種」での個別契約申し込みの場合、託送供給終了希望日の5営業日前の日

② 新たな託送供給依頼者からの申し込みが、①以外の個別契約申し込みの場合、託送供給終了希望日の15日前の日

- (3) 託送供給依頼者は、託送供給の終了に必要な作業を行い、原則3営業日以内に当社へ報告していただきます。ただし、供給者切替に伴う個別契約の終了の場合はこの限りではありません。
- (4) 託送供給依頼者からの申し出がない場合であっても、既に転居されている等明らかに託送供給先需要家がガスの使用を廃止したと認められるときは、当社が個別契約を終了させるための措置をとることがあります。その場合、個別契約の終了に必要な措置を実施した日をもって個別契約を終了することとします。
- (5) 理由の如何を問わず、個別契約終了に際し当社設備の原状回復を行う場合には、当社は、託送供給依頼者にその費用の全額を負担していただくとともに必要な協力をしていただきます。

40. 託送供給契約の解約

- (1) 関係法令が変更されたこと又は社会的及び経済的変動がはなはだしいことその他当社の責に帰さない事由により託送供給契約の存続が困難又は不相当と認められる場合には、当社は託送供給契約を解約又は変更することができるものとします。
- (2) 託送供給依頼者が次のいずれかに該当した場合には、当社はただちに託送供給契約を解約できるものとします。
- ① 破産、民事再生、会社更生若しくは特定調停等の法的整理手続きの申立て又は開始があったとき
 - ② 滞納処分による差し押さえ若しくは保全差し押さえがなされ、又は保全処分の申立てがなされたとき
 - ③ 強制執行又は競売の申立てがなされたとき
 - ④ 解散の決議がなされたとき
 - ⑤ 事業の全部又は重要な一部若しくは託送供給契約によるガスに関する部分の譲渡及び分割又は廃止の決議がなされたとき
 - ⑥ 自ら振り出し、引き受けし、又は裏書きした手形及び小切手が不渡りになる等、支払いが停止状態に陥ったとき
 - ⑦ 託送供給依頼者（託送供給依頼者が法人である場合には、その代表者）の所在が不明になったとき
 - ⑧ 託送供給依頼者が、託送供給の制限又は停止の事由となった状態を当社が定めた相当期間内には是正しないとき

(3) 託送供給依頼者に(2)の各号の一に該当する事実が発生した場合、支払義務が発生していない料金等及び延滞利息の支払義務はただちに発生するものとし、これを含めて、託送供給依頼者が当社に対して負担する債務がある場合には、期限の利益を失い、催告を要することなくただちに債務のすべてを弁済していただきます。

(4) 託送供給契約の解約時において、当社設備の原状回復のための費用が発生する場合及びその他当社に損害が発生する場合には、託送供給依頼者にその全額を負担していただきます。

41. 託送供給契約消滅後の関係

(1) 託送供給期間中に当社と託送供給依頼者との間に生じた料金その他の債権及び債務は、35（基本契約の継続、変更及び終了）から 37（年単位でない個別契約（3部料金）の託送供給期間満了）、39（個別契約（2部料金）の終了）、40（託送供給契約の解約）の規定によって託送供給契約が終了、解約されても消滅しません。

(2) 当社は、託送供給契約が終了、解約された後も、ガスメーター等当社所有の供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

(3) 託送供給依頼者は、あらかじめ(2)に規定する契約消滅後の関係に関する事項について小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し需要家等へ通知し承諾を得ていただきます。当社は(2)に規定する事項について需要家等が承諾していることに疑義が生じた場合に、承諾書の確認をさせていただきます。

42. 名義の変更

託送供給依頼者は託送供給期間中に第三者と合併する場合、その事業の全部若しくは契約に関係のある部分を第三者に譲渡する場合、又は契約に関係ある部分を分割する場合には、託送供給契約を後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を保証していただきます。

43. 債権の譲渡

託送供給依頼者は、当社の書面等による承諾を得ることなく、託送供給に基づき発生する権利及び義務を第三者に譲渡、移転又は担保の用に供してはならないものとします。

Ⅷ. 保安に関する事項

44. 供給施設等の保安責任

託送供給に必要となる設備の保安並びに維持管理の責任については以下のとおりとします。託送供給依頼者は、以下の供給施設の保安責任に関する(1)から(3)の事項について、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し需要家等へ通知し承諾を得ていただきます。当社は(1)から(3)に規定する事項について需要家等が承諾していることに疑義が生じた場合に、承諾書の確認をさせていただくことがあります。

- (1) 内管及びガス栓等、27 (内管工事に伴う費用の負担) (1) (4) (6) (8) 及び 47 (需要家等の責任) (3) の規定により需要家等の資産となる 3 (用語の定義) (23) の境界線よりガス栓までの供給施設については、需要家等の責任において管理していただきます。
- (2) 当社は、ガス事業法令の規定するところにより、(1) の供給施設について、(3) に規定する検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、需要家等の承諾が得られないことによって検査ができなかった場合等、託送供給依頼者及び需要家等が当社の責めに帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。
- (3) 当社は、ガス事業法令の規定するところにより、内管及びガス栓並びに 3 (用語の定義) (28) に規定する昇圧供給装置について、需要家等の承諾を得て検査します。なお、当社は、その検査の結果を速やかに需要家等に通知します。
- (4) 当社は、当社所有の設備について維持管理の責任を負うものとします。

45. 保安に対する託送供給依頼者の協力

- (1) 託送供給依頼者は、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、ただちに適切な処置をとります。
- (2) 当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等託送供給依頼者において当社が通知した方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1) の場合に準じて当社に通知していただきます。
- (3) 託送供給依頼者は、当社があらかじめ確認した内容で当社の緊急保安受付窓口等を需要家等に周知していただきます。

- (4) 託送供給依頼者は、需要家等がガス漏れを感知した場合において、需要家等から託送供給依頼者へ通知があった際には、当社の緊急保安受付窓口の電話番号を周知すること、電話転送することなどにより、需要家等に緊急保安受付窓口への通知を促す措置をとっていただきます。
- (5) 当社は、託送供給依頼者が当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは組成等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りします。
- (6) 託送供給依頼者は、当社が設置したガスメーター等については、検針及び検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 託送供給依頼者は、小売供給契約の条件の事由によりガスの供給を停止する場合には、速やかにその旨を当社に通知していただきます。また、これを解除した場合も同様とします。
- (8) 託送供給依頼者は、当社の指定する供給地点特定番号を需要家又は卸供給先事業者へ周知していただきます。卸供給先事業者へは、卸供給先事業者が託送供給先需要家にその供給地点特定番号を通知する必要があることを周知していただきます。
- (9) 当社は、ガス工作物の維持管理等のために、内管及びガス機器に関する確認が必要であると当社が判断した場合は、託送供給依頼者に協力していただくことがあります。
- (10) 託送供給の開始又は終了時におけるメーターガス栓の開閉作業、及び託送供給中におけるメーターガス栓の開閉作業（ただし、一時的な開閉作業を除きます。）を託送供給依頼者が行った場合には、その作業結果について、作業後速やかに当社へ報告していただきます。
- (11) 託送供給依頼者は、適切な計量の実施及び保安の確保のため、以下の状況を覚知した場合は当社に通知していただきます。また、その場合は、需要家等からの情報入手や需要家等へのガスメーター等の取替折衝等に協力していただくことがあります。
- ① 消費機器の能力や設置台数が変更された場合
 - ② ガスメーターの適切な計量に悪影響を与える消費機器が設置された場合
 - ③ その他ガスメーターの号数が不適切な可能性がある場合
- (12) 託送供給依頼者は、需要場所で使用される機器に応じて、需要家等の協力を得て、フィルター等の必要な設備を設置していただきます。
- (13) 託送供給依頼者は、当社が実施する 44（供給施設等の保安責任）（3）に規定する検査において、実施日の調整等に協力していただくことがあります。
- (14) 託送供給依頼者は、需要場所で使用される保安上配慮が必要な機器が設置されることを覚知した場合は当社に通知していただきます。

(15) 託送供給依頼者は、需要家等の承諾のもと、当社に法定の消費機器調査の結果等を調査後遅滞なく提供していただきます。

46. 保安に対する需要家等の協力

託送供給依頼者は、以下の保安に対する需要家等の協力に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し需要家等へ通知し承諾を得ていただきます。当社は、以下の項目について需要家等が承諾していることに疑義が生じた場合に、承諾書の確認をさせていただくことがあります。

- (1) 需要家等は、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓、及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、ただちに適切な処置をとります。
- (2) 当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、需要家等に当社又は託送供給依頼者が通知した方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。
- (3) 需要家等は、44（供給施設等の保安責任）(3)の通知を受けたときは、ガス事業法令に規定する技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社は、保安上必要と認める場合には、需要家等の構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。
- (5) 当社は、需要家等が当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは6（引受条件）(3)に規定するガスの組成等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りします。
- (6) 需要家等は、当社が設置したガスメーター等については、検針及び検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当社は、必要に応じて需要家等の敷地内の供給施設の管理等について需要家等と協議させていただくことがあります。
- (8) 需要家等は、需要場所で使用される機器に応じて、フィルター等の必要な設備を設置していただきます。

47. 需要家等の責任

託送供給依頼者は、以下の需要家等の責任に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し需要家等へ通知し承諾を得ていただきます。当社は、以下の項目について需要家等が承諾していることに疑義が生じた場合に、承諾書の確認をさせていただくことがあります。

(1) 需要家等は、法令等に基づいて託送供給依頼者が通知した事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただきます。

(2) 需要家等は、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置若しくは撤去する場合又はこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ託送供給依頼者を通じて当社に通知していただきます。

(3) 需要家等は、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当社の指定する場所に当社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置は需要家等の所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとし、）を需要家等に負担していただきます。

(4) 需要家等は、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次の各号にかかげるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

- ① 高圧ガス保安法その他の関係法令に規定するものであること
- ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること
- ③ 6（引受条件）（3）に規定する供給ガスに適合するものであること
- ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること
- ⑤ 当社で認めた安全装置を備えるものであること

(5) 需要家等は、ガス事業法第 62 条に基づき、所有及び占有するガス工作物に関して、以下の事項について遵守していただきます。

- ① 需要家等はガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならない。
- ② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、需要家等は保安業務に協力しなければならない。

なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、その需要家等が保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣から当該所有者及び占有者に協力するよう勧告されることがあります。

48. 保安等のための敷地及び建物への立ち入り

託送供給依頼者は、(1)に規定する需要家等の敷地又は建物へ当社が立ち入ることについて、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し需要家へ通知し承諾を得ていただきます。当社は、(1)について需要家が承諾していることに疑義が生じた場合に、承諾書の確認をさせていただくことがあります。

(1) 当社及び当社の指定する者は、保安の確保等、託送供給の開始準備、実施及び終了に際し必要な以下に掲げる業務を実施するため、託送供給依頼者、託送供給依頼者の卸供給先事業者又は需要家等の敷地又は建物に、当該敷地又は建物の使用者の承諾を得て立ち入ることがあります。なお、当該敷地又は建物の使用者及び需要家等の求めに応じ係員は所定の証明書を提示します。

- ① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
- ② 検査及び調査のための作業
- ③ 当社の供給施設の設計、施工、維持管理に関する作業
- ④ 託送供給に係るガスの不正使用防止のための検査、確認作業
- ⑤ 32（託送供給の制限等）の規定による託送供給の制限、停止又は中止のための作業、及び33（託送供給の制限等の解除）の規定による託送供給の制限、停止又は中止の解除のための作業
- ⑥ 40（託送供給契約の解約）の規定による解約等に伴い、託送供給を終了させるための作業
- ⑦ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取り替えの作業
- ⑧ その他保安上の理由により必要な作業

49. 供給施設等の検査

託送供給依頼者は、以下の供給施設等の検査に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し需要家等へ通知し承諾を得ていただきます。当社は、以下の事項について需要家等が承諾していることに疑義が生じた場合は、承諾書の確認をさせていただくことがあります。

(1) 託送供給依頼者は、当社にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料(検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたもの)とします。(2)において同じ。)を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で規定する使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担します。

- (2) 需要家等は、内管、昇圧供給装置、ガス栓、需要家等のために設置されるガス遮断装置又は整圧器及び3（用語の定義）(29)に規定するガスメーター以外の計量器等が法令等に規定する基準に適合しているかについての検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に規定する基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料を負担していただきます。
- (3) 当社は、(1)及び(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかに当該請求を行った託送供給依頼者又は需要家等に通知します。
- (4) 託送供給依頼者又は需要家等は、当社が(1)及び(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち合わせることができます。

50. 消費段階におけるガス事故の報告

- (1) 消費段階における事故が発生し、当社が緊急対応を実施した場合は、当社は事故現場で把握した情報をガス小売事業者である託送供給依頼者又は卸供給先事業者へ提供します。
- (2) 託送供給依頼者は(1)に規定する消費段階におけるガス事故に関する情報の取り扱いについて小売供給契約時に交付する書面等に記載し、託送供給先需要家へ通知し承諾を得ていただきます。当社は、(1)について託送供給先需要家が承諾していることに疑義が生じた場合に、承諾書の確認をさせていただくことがあります。

51. 災害時対応に関する託送供給依頼者の協力

託送供給依頼者は、あらかじめ当社と災害対応に関する以下の事項について取り決めるため、協議に応じていただきます。発災後は、当社との協議を経た合意に基づき、迅速かつ円滑に対応するものとしします。

- ① 災害対応を優先した当社の対策本部への参画など、災害時における組織及び体制に関すること
- ② 需要家等からの電話対応、マイコンメーター復帰操作、保安閉開栓、需要家等への注意喚起等、災害時に必要な業務に関すること
- ③ 人員及び資機材の確保、教育及び訓練等、平常時からの備えに関すること
- ④ その他、保安確保及び迅速な復旧に必要な連携及び協力に関すること

Ⅸ. その他

52. 託送供給に係る情報の取り扱い

当社及び託送供給依頼者は、託送供給検討の申し込み日以降に託送供給検討並びに託送供給にあたり相互に知りえた当社及び託送供給依頼者の技術上、経営上その他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを当該託送供給以外の目的に使用しないこととします。ただし、法令上必要とされる場合又は相手方の書面等による同意を得た場合には、この限りではありません。

53. 担保

当社は託送供給の開始に先立ち、又は託送供給の継続に際して託送供給依頼者に当社が必要と認める担保を提供していただき、若しくは保証を立てていただくことがあります。

54. 疑義の照会

託送供給依頼者は、この約款の解釈、運用について疑義が生じた場合には、当社に照会することができます。当社は、その照会に対し遅滞なく回答します。

附 則

1. 実施期日

この約款は、2024年4月1日から実施します。ただし、この約款の2（約款の認可及び変更）（2）の規定により、別表第1のみを変更した場合には、変更後の別表第1については、変更後の別表第1に定める日から実施いたします。

2. この約款の適用

2019年3月29日を含む料金算定期間の料金は、この約款によります。

3. 当社の導管事業の運営に使用するガスの取り扱い

当社が導管事業を運営するために自らガスを使用するための諸施設（高圧幹線施設等）については、別表第1に定める供給区域等の需要場所としてみなします。

別 表

別表第2 託送供給の申し込み窓口等

2-1. 託送供給検討及び託送供給契約の申し込み等窓口

託送供給に関する申し込み、問い合わせ等についての窓口は、以下のとおりとします。

●大阪ガスネットワーク株式会社（本社）経営企画部

- ・所在地：大阪市中央区平野町4-1-2 大阪ガスビル
- ・電話：06-6205-4623
- ・ファックス：06-6222-3653

2-2. 託送供給先需要家情報の提供窓口

託送供給先需要家情報の提供についての窓口は、以下のとおりとします。

●大阪ガスネットワーク株式会社（本社）経営企画部

- ・所在地：大阪市中央区平野町4-1-2 大阪ガスビル
- ・電話：06-6205-4623
- ・ファックス：06-6202-3596

2-3. この約款、単価表及び当社図面の閲覧場所

この約款、27（内管工事に伴う費用の負担）（3）の単価表、並びに当社の高圧導管及び主要中圧導管の位置を明示した地形図は、以下の事業所にてご覧いただけます。ただし、問い合わせにつきましては、2-1. の申し込み等窓口へお願いします。

事業所	所在地
本社： （経営企画部）	大阪市中央区平野町4-1-2
大阪事業部： （大阪）	大阪市西区千代崎3丁目南2-37
南部事業部： （堺）	堺市堺区住吉橋町2-2-19
北東部事業部： （東大阪）	東大阪市稲葉2-3-17
（高槻）	高槻市藤の里町39-6
（奈良）	奈良市学園北2-4-1
兵庫事業部： （神戸）	神戸市中央区港島中町4-5-3
（姫路）	姫路市神屋町4-8

京滋事業部：

(京 都)

京都市下京区中堂寺栗田町93

(草 津)

草津市西大路町 5 - 34

(彦 根)

彦根市大東町12-11

別表第3 払い出すガスの圧力並びに払出エリア

(1) 当社は、低圧のガスを払い出す場合には、次に規定する圧力のガスを払い出します。

低圧で払い出す場合の ガス栓圧力	最高ガス栓圧力	2.5 キロパスカル
	最低ガス栓圧力	1.0 キロパスカル

(2) 当社は、2.5キロパスカルを超えるガスの託送供給申し込みがある場合には、その託送供給依頼者と協議のうえ、圧力を定めて託送供給を行うことがあります。

(3) 当社は、(1)及び(2)の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、託送供給依頼者又は需要家等が損害を受けられたときは、その賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

(4) 当社は以下のとおり払出エリアを定めます。(市町村区単位)

① 姫路エリア

・姫路注入グループのガスが届くエリア

府県名	市町村区名
大阪府	島本町、豊能町、能勢町
兵庫県	神戸市全区、西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、猪名川町、三木市、三田市、加東市、明石市、姫路市、播磨町、太子町、加古川市、高砂市、加西市、たつの市※、稲美町、小野市、赤穂市、相生市
京都府	京都市西京区、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町
岡山県	瀬戸内市、備前市、岡山市

※⑥を除く

② 泉北4MPaエリア

・泉北4MPa注入グループのガスが届くエリア

府県名	市町村区名
大阪府	大阪市西淀川区、大阪市淀川区、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、寝屋川市、四條畷市、交野市
兵庫県	尼崎市、伊丹市
京都府	京都市北区、京都市上京区、京都市左京区、京都市中京区、京都市東山区、京都市下京区、京都市南区、京都市右京区、京都市伏見区、京都市山科区、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、井手町
和歌山県	和歌山市、海南市、岩出市
滋賀県	大津市

③ 泉北2.5MPaエリア

- ・泉北2.5MPa注入グループのガスが届くエリア

府県名	市町村区名
大阪府	大阪市都島区、大阪市福島区、大阪市此花区、大阪市西区、大阪市港区、大阪市大正区、大阪市天王寺区、大阪市浪速区、大阪市東淀川区、大阪市東成区、大阪市生野区、大阪市旭区、大阪市城東区、大阪市阿倍野区、大阪市住吉区、大阪市東住吉区、大阪市西成区、大阪市鶴見区、大阪市住之江区、大阪市平野区、大阪市北区、大阪市中央区、堺市全区、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、太子町、摂津市、八尾市、柏原市、東大阪市、守口市、枚方市、門真市、大東市
京都府	京田辺市、木津川市、精華町
奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、生駒市、香芝市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、田原本町、上牧町、広陵町、河合町、川西町、王寺町

④ 滋賀エリア

- ・滋賀注入グループのガスが届くエリア

府県名	市町村区名
滋賀県	彦根市、長浜市、米原市、甲良町、多賀町、豊郷町

⑤ 重複エリア(姫路・泉北4MPa)

- ・姫路注入グループのガスが70%、泉北4MPa注入グループのガスが30%の割合で届くエリア

府県名	市町村区名
京都府	宇治田原町
滋賀県	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町

⑥ 西播磨サテライトエリア

- ・西播磨サテライト注入グループのガスが届くエリア

府県名	市町村区名
兵庫県	上郡町、佐用町、たつの市（新宮町光都、新宮町下蒔原）

別表第4 受け入れるガスの性状、圧力及び温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法

受け入れるガスの性状、圧力及び温度等の基準値は、以下のとおりとします。逸脱時の対応等の詳細は個別に協議させていただきます。

項目	基準値* ¹	備考
標準熱量	45MJ/m ³ N	ガス事業法の熱量の定義による
総発熱量	44.2～46.0MJ/ m ³ N	24時間の最高・最低差が1 MJ/m ³ N以下であること
ウォッベ指数	52.7～57.8	成分の含有率より算定する
燃焼速度	35～47	算定方法はガス事業法による
比重	1.0未満	空気を1.0とする
硫化水素* ²	1.0mg/m ³ N以下	
全硫黄* ²	5.0mg/m ³ N未満	付臭剤中の硫黄分を除く
アンモニア* ²	検出せず	
付臭濃度	12～18mg/m ³ N	原則として当社が指定する付臭剤を使用
水素* ²	4vol%以下	
一酸化炭素* ²	0.05vol%以下	
酸素	0.01vol%以下	
窒素	1.0vol%以下	
二酸化炭素	0.5vol%以下	
受入温度	0℃～40℃	
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること

*¹：基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいいます。

*²：液化天然ガスを主成分とし、含まないことが明らかな場合は測定不要とします。

以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・炭化水素の露点
- ・水分
- ・ガスのノッキング性
- ・その他の微量成分（油分、微量元素：V、Pb、Cl等、ジエン類、オレフィン類、有害成分：ベンゼン、トルエン等、他）

ガスの性状等の測定方法及び監視方法は原則として下表のとおりとします。ただし、原料性状、プラント運転状況等から含有の可能性がない、又は一定範囲にあることが明らかな成分については必ずしも測定することを要しません。

項目	測定方法の例	監視方法
総発熱量	速応答型熱量計	連続監視
ウォッベ指数、燃焼速度	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
比重	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
硫化水素	ガス事業法に基づく方法	定期監視
全硫黄	ガス事業法に基づく方法	定期監視
アンモニア	ガス事業法に基づく方法	定期監視
付臭剤濃度	付臭剤添加量とガス流量より算定	連続監視
炭化水素、水素、酸素、窒素、一酸化炭素、二酸化炭素	ガスクロマトグラフィー	定期監視
ガスのノッキング性	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
炭化水素の露点	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
水分	露点計	定期監視
圧力	圧力計	連続監視
温度	温度計	連続監視

注1：測定方法・監視方法については個別協議により他の方法によることがあります。

注2：上記項目の測定記録は当社に提出していただきます。

注3：上記の他、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定によるものとします。

別表第5 導管ネットワーク解析の方法及びガスの圧力等に関する条件

この約款にもとづく託送供給の受入可否については、以下の方法にもとづいて判定します。

1. 単独のガス導管の圧力計算

ガス管の中をガスが流れると、ガス管内壁の摩擦等の影響によって圧力損失が生じます。ガス導管内の圧力・流量は、ガス源からの送出ガスの圧力と、整圧器の性能等から決まる最低必要圧力等をもとにして、次の流量計算式によって算出します。

始点1と終点2を結ぶガス導管の輸送能力の算定は、下式によります。

$$Q = K \sqrt{\frac{10,000(P_1^2 - P_2^2) \cdot D^5}{S \cdot L \cdot g^2}} \quad \text{———— (式1)}$$

ただし、Q：導管のガス輸送能力 [m³/h]

K：流量係数（圧力区分別）

D：導管の内径 [cm]

P1：始点のガス圧力 [MPa・abs]

P2：終点のガス圧力 [MPa・abs]

S：ガスの比重（空気=1）

L：始終点間の延長 [m]

g：重力加速度 [m/s²]

複数の導管が接続され導管網が形成されている場合には、（式1）を利用したハーディ・クロス法による繰り返し計算により、導管の圧力及び流量を算定する。

2. ガスの圧力等に関する条件

(1) ガスの圧力に関する条件

圧力	最低圧力	最高圧力
高圧	1.00 メガパスカル以上	託送供給実施時に導管の最高使用圧力を超えない圧力であること
中圧A	0.50 メガパスカル以上	
中圧B	0.07 メガパスカル以上	

(2) ガスの流速に関する条件

実際にガスが流れている状態で、流速が20m/sを超えないこと

別表第6 託送供給料金表

託送供給依頼者は個別契約の申し込みの際に、以下の6-1から6-13に掲げる託送供給料金表のうちいずれか1つを選択していただきます。

なお、6-14から6-16の料金表の適用については、(1)から(3)の通りとします。

- (1) 6-6から6-12のいずれかの料金表を適用する場合で、引込地点の当社の導管が高压導管である払出地点を含む場合は、6-14に掲げる高压託送供給割引料金表を適用して算定した額を、6-6から6-12に掲げる託送供給料金表を適用して算定した額から差し引いて申し受けます。
- (2) 6-1から6-5のいずれかの料金表を適用する場合で、引込地点の当社の導管が中圧導管である払出地点を含む場合は、6-15に掲げる中圧託送供給割引料金表を適用して算定した額を、6-1から6-5に掲げる託送供給料金表を適用して算定した額から差し引いて申し受けます。
- (3) 6-6から6-12のいずれかの料金表を適用する場合で、引込地点の当社の導管が低压導管である払出地点を含む場合は、6-16に掲げる低压託送供給加算料金表を適用して算定した額を、6-6から6-12に掲げる託送供給料金表を適用して算定した額に加えて申し受けます。

6-1. 標準託送供給料金I種(2部料金)

1. 契約の申し込み

託送供給依頼者は、標準託送供給料金I種(以下「標準I種」といいます。)の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する引込地点の導管(高压導管、中圧導管又は低压導管)

2. 適用区分

- 料金区分A 月間託送供給ガス量が
0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用します。
- 料金区分B 月間託送供給ガス量が20立方メートルを超え、
50立方メートルまでの場合に適用します。
- 料金区分C 月間託送供給ガス量が50立方メートルを超え、
100立方メートルまでの場合に適用します。
- 料金区分D 月間託送供給ガス量が100立方メートルを超え、
200立方メートルまでの場合に適用します。
- 料金区分E 月間託送供給ガス量が200立方メートルを超え、
350立方メートルまでの場合に適用します。
- 料金区分F 月間託送供給ガス量が350立方メートルを超え、
500立方メートルまでの場合に適用します。
- 料金区分G 月間託送供給ガス量が500立方メートルを超え、
1,000立方メートルまでの場合に適用します。
- 料金区分H 月間託送供給ガス量が1,000立方メートルを超える場合に
適用します。

3. 料金

(1)料金区分A

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	490.00円
-----------------	---------

2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	77.80円
-------------	--------

(2)料金区分B

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,484.60円
-----------------	-----------

2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	28.07円
-------------	--------

(3)料金区分C

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,504.10円
-----------------	-----------

2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	27.68円
-------------	--------

(4)料金区分D

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,523.10円
-----------------	-----------

2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	27.49円
-------------	--------

(5)料金区分E

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,533.10円
-----------------	-----------

2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	27.44円
-------------	--------

(6)料金区分F

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,561.10円
-----------------	-----------

2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	27.36円
-------------	--------

(7)料金区分G

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,581.10円
-----------------	-----------

2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	27.32円
-------------	--------

(8)料金区分H

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,611.10円
-----------------	-----------

2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	27.29円
-------------	--------

6-2. 導管稼働率向上促進託送供給料金 I-A種 (3部料金)

1. 契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が3,000立方メートルまでである場合には、託送供給依頼者は、導管稼働率向上促進託送供給料金 I-A種 (以下「導管稼働率向上 I-A種」といいます。) を選択して託送供給を申し込むことができます。導管稼働率向上 I-A種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管 (高圧導管、中圧導管又は低圧導管)
- ④ 希望する契約最大払出ガス量 (ガスメーターの能力)

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間3,000立方メートルまででないことが明らかとなった場合には、この料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 適用区分

- 料金区分A 月間託送供給ガス量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用します。
- 料金区分B 月間託送供給ガス量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用します。
- 料金区分C 月間託送供給ガス量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用します。
- 料金区分D 月間託送供給ガス量が100立方メートルを超える場合に適用します。

3. 料金

(1) 料金区分A

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	490.00円
-----------------	---------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	90.00円
-------------	--------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	67.00円
-------------	--------

(2) 料金区分B

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,484.60円
-----------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	90.00円
-------------	--------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	17.27円
-------------	--------

(3) 料金区分C

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,504.10円
-----------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	90.00円
-------------	--------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	16.88円
-------------	--------

(4) 料金区分D

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,523.10円
-----------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	90.00円
-------------	--------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	16.69円
-------------	--------

4. 中途解約時の取り扱い

託送供給期間満了前に解約された場合（適用する料金表を変更した場合も含まれます。）には、当社は、以下の算式によって算定した中途解約時点までに託送供給を実施した各月の中途解約精算額の合計（金額が0円を超える場合に限りです。）に消費税等相当額を加えた額を、中途解約精算額として21（補償料）（1）の中途解約補償料の支払期限日までに申し受けます。以下の算式では、中途解約時点までの各月の実績適用単価及び月間託送供給ガス量を用いることとし、中途解約時点までの全ての託送供給料金に対する中途解約精算額を算出します。

（各月の中途解約精算額（円））

$$= \{ (\text{標準I種の従量料金単価 (円/m}^3\text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (m}^3\text{)}) \} \\ - \{ (\text{導管稼働率向上I-A種の従量料金単価 (円/m}^3\text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (m}^3\text{)}) \}$$

6-3. 導管稼働率向上促進託送供給料金 I-B種 (3部料金)

1. 契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が3,000立方メートルまでである場合には、託送供給依頼者は、導管稼働率向上促進託送供給料金 I-B種 (以下「導管稼働率向上 I-B種」といいます。) を選択して託送供給を申し込むことができます。導管稼働率向上 I-B種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管 (高压導管、中压導管又は低压導管)
- ④ 希望する契約最大払出ガス量 (ガスメーターの能力)

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間3,000立方メートルまででないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 適用区分

料金区分 A 月間託送供給ガス量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用します。

料金区分 B 月間託送供給ガス量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用します。

料金区分 C 月間託送供給ガス量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用します。

料金区分 D 月間託送供給ガス量が100立方メートルを超える場合に適用します。

3. 料金

(1) 料金区分 A

1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	490.00円
---------------	---------

2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	125.00円
------------	---------

3) 従量料金単価

1立方メートルにつき	64.20円
------------	--------

(2)料金区分B

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,484.60円
-----------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	125.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	14.47円
-------------	--------

(3)料金区分C

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,504.10円
-----------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	125.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	14.08円
-------------	--------

(4)料金区分D

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,523.10円
-----------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	125.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	13.89円
-------------	--------

4. 中途解約時の取り扱い

託送供給期間満了前に解約された場合（適用する料金表を変更した場合も含まれます。）には、当社は、以下の算式によって算定した中途解約時点までに託送供給を実施した各月の中途解約精算額の合計（金額が0円を超える場合に限りです。）に消費税等相当額を加えた額を、中途解約精算額として21（補償料）（1）の中途解約補償料の支払期限日までに申し受けます。以下の算式では、中途解約時点までの各月の実績適用単価及び月間託送供給ガス量を用いることとし、中途解約時点までの全ての託送供給料金に対する中途解約精算額を算出します。

（各月の中途解約精算額（円））

$$= \{ (\text{標準Ⅰ種の従量料金単価 (円/m}^3\text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (m}^3\text{)}) \} \\ - \{ (\text{導管稼働率向上Ⅰ-B種の従量料金単価 (円/m}^3\text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (m}^3\text{)}) \}$$

6-4. 標準託送供給料金Ⅱ種（3部料金）

1. 契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が3,000立方メートルを超え100,000立方メートルまでである場合には、託送供給依頼者は、標準託送供給料金Ⅱ種（以下「標準Ⅱ種」といいます。）を選択して託送供給を申し込むことができます。標準Ⅱ種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管（高圧導管、中圧導管又は低圧導管）
- ④ 希望する契約最大払出ガス量（ガスメーターの能力）

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間3,000立方メートルを超え100,000立方メートルまででないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 料金表

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,549.00円
-----------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	125.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	13.79円
-------------	--------

6-5. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅱ種（3部料金）

1. 契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が3,000立方メートルを超え100,000立方メートルまでである場合には、託送供給依頼者は、導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅱ種（以下「導管稼働率向上Ⅱ種」といいます。）を選択して託送供給を申し込むことができます。導管稼働率向上Ⅱ種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管（高圧導管、中圧導管又は低圧導管）
- ④ 希望する契約最大払出ガス量（ガスメーターの能力）

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間3,000立方メートルを超え100,000立方メートルまででないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 料金表

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1,549.00円
-----------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	270.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	11.30円
-------------	--------

3. 中途解約時の取り扱い

託送供給期間満了前に解約された場合（適用する料金表を変更した場合も含まれます。）には、当社は、以下の算式によって算定した中途解約時点までに託送供給を実施した各月の中途解約精算額の合計（金額が0円を超える場合に限りです。）に消費税等相当額を加えた額を、中途解約精算額として21（補償料）（1）の中途解約補償料の支払期限日までに申し受けます。以下の算式では、中途解約時点までの各月の実績適用単価及び月間託送供給ガス量を用いることとし、中途解約時点までの全ての託送供給料金に対する中途解約精算額を算出します。

（各月の中途解約精算額（円））

$$= \{ (\text{標準Ⅱ種の従量料金単価 (円/m}^3\text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (m}^3\text{)}) \} \\ - \{ (\text{導管稼働率向上Ⅱ種の従量料金単価 (円/m}^3\text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (m}^3\text{)}) \}$$

6-6. 標準託送供給料金Ⅲ種（3部料金）

1. 契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が100,000立方メートルを超え500,000立方メートルまでである場合には、託送供給依頼者は、標準託送供給料金Ⅲ種（以下「標準Ⅲ種」といいます。）を選択して託送供給を申し込むことができます。標準Ⅲ種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管（高圧導管、中圧導管又は低圧導管）
- ④ 希望する契約最大払出ガス量

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間100,000立方メートルを超え500,000立方メートルまででないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 料金表

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	4,020.00円
-----------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	270.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	7.82円
-------------	-------

6-7. 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅲ種（3部料金）

1. 契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が100,000立方メートルを超え500,000立方メートルまでである場合には、託送供給依頼者は、導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅲ種（以下「導管稼働率向上Ⅲ種」といいます。）を選択して託送供給を申し込むことができます。導管稼働率向上Ⅲ種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管（高压導管、中压導管又は低压導管）
- ④ 希望する契約最大払出ガス量

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間100,000立方メートルを超え500,000立方メートルまででないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 料金表

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	4,020.00円
-----------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	870.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	4.22円
-------------	-------

3. 中途解約時の取り扱い

託送供給期間満了前に解約された場合（適用する料金表を変更した場合も含まれます。）には、当社は、以下の算式によって算定した中途解約時点までに託送供給を実施した各月の中途解約精算額の合計（金額が0円を超える場合に限りです。）に消費税等相当額を加えた額を、中途解約精算額として21（補償料）（1）の中途解約補償料の支払期限日までに申し受けます。以下の算式では、中途解約時点までの各月の実績適用単価及び月間託送供給ガス量を用いることとし、中途解約時点までの全ての託送供給料金に対する中途解約精算額を算出します。

$$\begin{aligned} & \text{（各月の中途解約精算額（円））} \\ & = \{ \text{（標準Ⅲ種の従量料金単価（円/m}^3\text{））} \times \text{（月間託送供給ガス量（m}^3\text{））} \} \\ & \quad - \{ \text{（導管稼働率向上Ⅲ種の従量料金単価（円/m}^3\text{））} \times \text{（月間託送供給ガス量（m}^3\text{））} \} \end{aligned}$$

6-8. 季節別託送供給料金Ⅲ種（3部料金）

1. 契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が100,000立方メートルを超え500,000立方メートルまでである場合には、託送供給依頼者は、季節別託送供給料金Ⅲ種（以下「季節別Ⅲ種」といいます。）を選択して託送供給を申し込むことができます。季節別Ⅲ種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管（高压導管、中压導管又は低压導管）
- ④ 希望する契約最大払出ガス量

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間100,000立方メートルを超え500,000立方メートルまででないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 料金表

1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	4,020.00円
---------------	-----------

2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	270.00円
------------	---------

3) 従量料金単価

1立方メートルにつき（その他期）	5.35円
1立方メートルにつき（冬期）	13.50円

※「その他期」とは、5月検針分（4月定例検針日の翌日から5月定例検針日まで）から12月検針分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで）の8か月の期間をいい、「冬期」とは、1月検針分（12月定例検針日の翌日から1月定例検針日まで）から4月検針分（3月定例検針日の翌日から4月定例検針日まで）の4か月の期間をいいます。

3. 中途解約時の取り扱い

託送供給期間満了前に解約された場合（適用する料金表を変更した場合も含まれます。）には、当社は、以下の算式によって算定した中途解約時点までに託送供給を実施した各月の中途解約精算額の合計（金額が0円を超える場合に限りです。）に消費税等相当額を加えた額を、中途解約精算額として21（補償料）（1）の中途解約補償料の支払期限日までに申し受けます。以下の算式では、中途解約時点までの各月の実績適用単価及び月間託送供給ガス量を用いることとし、中途解約時点までの全ての託送供給料金に対する中途解約精算額を算出します。

（各月の中途解約精算額（円））

$$= \{ (\text{標準Ⅲ種の従量料金単価 (円/m}^3\text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (m}^3\text{)}) \} \\ - \{ (\text{季節別Ⅲ種の従量料金単価 (円/m}^3\text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (m}^3\text{)}) \}$$

6-9. 標準託送供給料金Ⅳ種（3部料金）

1. 契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が500,000立方メートルを超え1,000,000立方メートルまでである場合には、託送供給依頼者は、標準託送供給料金Ⅳ種（以下「標準Ⅳ種」といいます。）を選択して託送供給を申し込むことができます。標準Ⅳ種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管（高压導管、中圧導管又は低圧導管）
- ④ 希望する契約最大払出ガス量

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間500,000立方メートルを超え1,000,000立方メートルまででないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 料金表

1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	28,500.00円
---------------	------------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	870.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	3.63円
-------------	-------

6-10. 季節別託送供給料金IV種（3部料金）

1. 契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が500,000立方メートルを超え1,000,000立方メートルまでである場合には、託送供給依頼者は、季節別託送供給料金IV種（以下「季節別IV種」といいます。）を選択して託送供給を申し込むことができます。季節別託送供給料金IV種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管（高压導管、中压導管又は低压導管）
- ④ 希望する契約最大払出ガス量

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間500,000立方メートルを超え1,000,000立方メートルまででないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 料金表

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	28,500.00円
-----------------	------------

2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	870.00円
-------------	---------

3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき（その他期）	1.50円
1 立方メートルにつき（冬期）	8.53円

※「その他期」とは、5月検針分（4月定例検針日の翌日から5月定例検針日まで）から12月検針分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで）の8か月の期間をいい、「冬期」とは、1月検針分（12月定例検針日の翌日から1月定例検針日まで）から4月検針分（3月定例検針日の翌日から4月定例検針日まで）の4か月の期間をいいます。

3. 中途解約時の取り扱い

託送供給期間満了前に解約された場合（適用する料金表を変更した場合も含まれます。）には、当社は、以下の算式によって算定した中途解約時点までに託送供給を実施した各月の中途解約精算額の合計（金額が0円を超える場合に限りです。）に消費税等相当額を加えた額を、中途解約精算額として21（補償料）（1）の中途解約補償料の支払期限日までに申し受けます。以下の算式では、中途解約時点までの各月の実績適用単価及び月間託送供給ガス量を用いることとし、中途解約時点までの全ての託送供給料金に対する中途解約精算額を算出します。

（各月の中途解約精算額（円））

$$= \{ (\text{標準IV種の従量料金単価 (円/m}^3\text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (m}^3\text{)}) \} \\ - \{ (\text{季節別IV種の従量料金単価 (円/m}^3\text{)}) \times (\text{月間託送供給ガス量 (m}^3\text{)}) \}$$

6-1-1. 標準託送供給料金V種（3部料金）

1. 契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が1,000,000立方メートルを超える場合には、託送供給依頼者は、標準託送供給料金V種（以下「標準V種」といいます。）を選択して託送供給を申し込むことができます。標準V種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管（高圧導管、中圧導管又は低圧導管）
- ④ 希望する契約最大払出ガス量

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間1,000,000立方メートルを超えないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 料金表

1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	203,500.00円
---------------	-------------

2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	870.00円
------------	---------

3) 従量料金単価

1立方メートルにつき	1.53円
------------	-------

6-1-2. 季節別託送供給料金V種（3部料金）

1. 契約の申し込み

契約年間託送供給ガス量が1,000,000立方メートルを超える場合には、託送供給依頼者は、季節別託送供給料金V種（以下「季節別V種」といいます。）を選択して託送供給を申し込むことができます。季節別託送供給料金V種の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約年間託送供給ガス量
- ③ 希望する引込地点の導管（高压導管、中圧導管又は低压導管）
- ④ 希望する契約最大払出ガス量

なお、当該託送供給契約を更新する場合に、終了しようとしている託送供給契約での至近の三年において、当該託送供給先需要家へのガス供給者を問わず、同一の需要場所において実際に払い出したガスの量が連続して年間1,000,000立方メートルを超えないことが明らかとなった場合には、この託送供給料金表に基づく更新はできないこととし、当該託送供給期間の満了日をもって託送供給契約は終了します。

その際、当該託送供給契約における直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づき、新たに料金表を選択いただくこととします。ただし、直近一年での年間託送供給ガス量の実績に基づかずに料金表を選択する合理的な理由があり、当社が認めた場合には、この限りではありません。

2. 料金表

1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	203,500.00円
---------------	-------------

2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	870.00円
------------	---------

3) 従量料金単価

1立方メートルにつき（その他期）	0.48円
1立方メートルにつき（冬期）	3.95円

※「その他期」とは、4月検針分（3月定例検針日の翌日から4月定例検針日まで）から11月検針分（10月定例検針日の翌日から11月定例検針日まで）の8か月の期間をいい、「冬期」とは、12月検針分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで）から3月検針分（2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで）の4か月の期間をいいます。

3. 中途解約時の取り扱い

託送供給期間満了前に解約された場合（適用する料金表を変更した場合も含まれます。）には、当社は、以下の算式によって算定した中途解約時点までに託送供給を実施した各月の中途解約精算額の合計（金額が0円を超える場合に限ります。）に消費税等相当額を加えた額を、中途解約精算額として21（補償料）（1）の中途解約補償料の支払期限日までに申し受けます。以下の算式では、中途解約時点までの各月の実績適用単価及び月間託送供給ガス量を用いることとし、中途解約時点までの全ての託送供給料金に対する中途解約精算額を算出します。

(各月の中途解約精算額 (円))

$$= \{ (\text{標準V種の従量料金単価 (円/m}^3)) \times (\text{月間託送供給ガス量 (m}^3)) \} \\ - \{ (\text{季節別V種の従量料金単価 (円/m}^3)) \times (\text{月間託送供給ガス量 (m}^3)) \}$$

6-13. ガス灯託送供給料金 (定額料金)

1. 契約の申し込み

ガス灯 (光源としてガスを使用する照明機器をいいます) を設置する需要に対する託送供給を希望される場合は、託送供給依頼者は、ガス灯料金を選択して託送供給を申し込むことができます。この場合、原則としてガス灯1基につき、契約容量その他の供給条件を定めた個別契約を当社と締結していただきます。ガス灯料金の託送供給期間は、原則として年単位とします。なお、当社は、ガス灯の託送供給ガス量を算定するためのガスメーターを設置いたしません。ガス灯託送供給料金の申し込みにあたっては、次の事項を明らかにしていただきます。

- ① 希望する託送供給開始日
- ② 希望する契約容量

2. 料金表

1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	234.00円
-----------------	---------

2) 基準単位料金 (定格料金)

契約容量1 立方メートルにつき	2,017.00円
-----------------	-----------

※ 契約容量とは、ガス灯の単体の定格入力 (キロワット) を標準熱量 (メガジュール) で除し 3.6 を乗じた値 (小数第4位四捨五入) の合計 (小数第3位以下切り捨て) をいいます。

6-14. 高圧託送供給割引料金表

1. 料金表

引込地点の当社の導管が高圧導管である払出地点にのみ以下の料金表を適用いたします。

1) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	279.22円
-------------	---------

2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	0.56円
-------------	-------

6-15. 中圧託送供給割引料金表

1. 適用区分

引込地点の当社の導管が中圧導管である払出地点における月間託送供給ガス量により、以下の通り料金区分を判定いたします。

料金区分A 月間託送供給ガス量が
0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金区分B 月間託送供給ガス量が20立方メートルを超え、
1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金区分C 月間託送供給ガス量が1,000立方メートルを超える場合に
適用いたします。

2. 料金表

(1) 料金区分A

1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	200.12円
---------------	---------

2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	32.21円
------------	--------

※ 定額基本料金は、当該個別契約における全ての引込地点の当社の導管が中圧導管である場合にのみ適用いたします。

※ 従量料金は、当該個別契約において引込地点の当社の導管が中圧導管である払出地点にのみ適用いたします。

(2) 料金区分B

1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	606.71円
---------------	---------

2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	11.88円
------------	--------

※ 定額基本料金は、当該個別契約における全ての引込地点の当社の導管が中圧導管である場合にのみ適用いたします。

※ 従量料金は、当該個別契約において引込地点の当社の導管が中圧導管である払出地点にのみ適用いたします。

(3) 料金区分C

1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	10,570.00円
---------------	------------

2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	1.92円
------------	-------

※ 定額基本料金は、当該個別契約における全ての引込地点の当社の導管が中圧導管である場合にのみ適用いたします。

※ 従量料金は、当該個別契約において引込地点の当社の導管が中圧導管である払出地点にのみ適用いたします。

6-16. 低圧託送供給加算料金表

1. 適用区分

引込地点の当社の導管が低圧導管である払出地点における月間託送供給ガス量により、以下の通り料金区分を判定いたします。

料金区分A 月間託送供給ガス量が0立方メートルから
20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金区分B 月間託送供給ガス量が20立方メートルを超え、
1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金区分C 月間託送供給ガス量が1,000立方メートルを超える場合に
適用いたします。

2. 料金表

(1) 料金区分A

1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	200.12円
---------------	---------

2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	32.21円
------------	--------

※ 従量料金は、当該個別契約において引込地点の当社の導管が低圧導管である払出地点にのみ適用いたします。

(2) 料金区分B

1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	606.71円
---------------	---------

2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	11.88円
------------	--------

※ 従量料金は、当該個別契約において引込地点の当社の導管が低圧導管である払出地点にのみ適用いたします。

(3) 料金区分C

1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	10,570.00円
---------------	------------

2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	1.92円
------------	-------

※ 従量料金は、当該個別契約において引込地点の当社の導管が低圧導管である払出地点にのみ適用いたします。

別表第7 ガスの受け入れのために必要となる設備

この約款に基づく託送供給に際して、必要となる設備は、原則として、以下のとおりとします。

【受け入れのために必要となる設備】

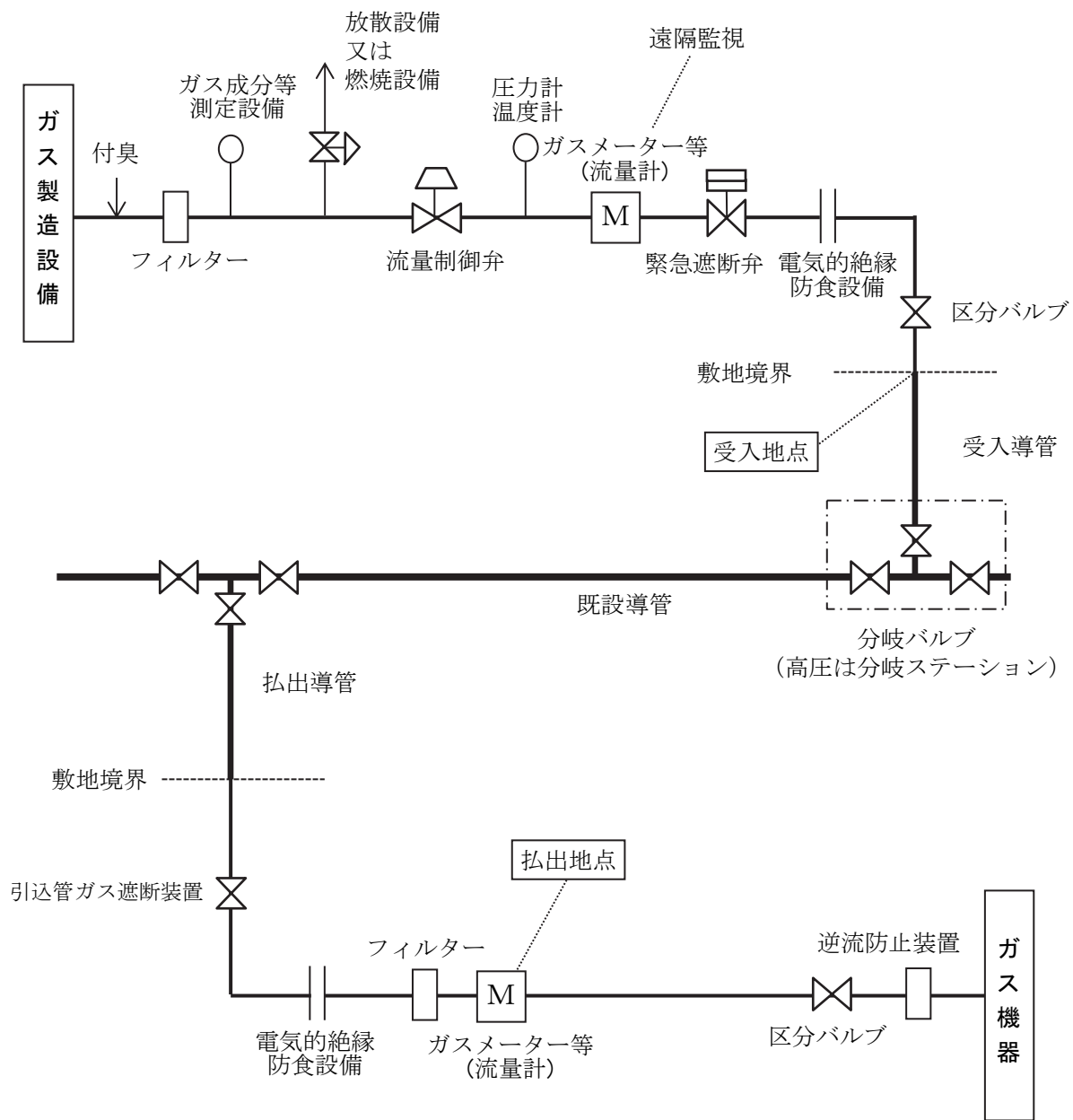
設備名	機能
フィルター	不純物の除去
成分等の測定設備	ガスの成分分析 (炭化水素、水素、一酸化炭素、二酸化炭素、酸素、窒素)
	ガスの付臭剤濃度の測定
	ガスの熱量測定
圧力計	ガス圧力の測定
温度計	ガス温度の測定
ガスメーター (流量計)	ガス流量の測定
放散設備又は燃焼設備	オフスペックガスの発生など、緊急時の放散若しくは燃焼
流量制御弁又は圧力制御弁	ガスの流量制御又は圧力制御
緊急遮断弁	異常時・緊急時のガス遮断
テレメタリング設備	ガスの圧力・流量等の遠隔監視
電氣的絶縁・防食設備	受入導管の防食
区分バルブ	託送供給依頼者と導管事業者の管理区分
受入導管	当社既存導管までのガスの輸送
分岐バルブ (高圧の場合は分岐ステーション)	ガスの受入のための分岐

注1：設備仕様は、ガス事業法等関係法令、当社標準仕様、これに定めのない事項については、日本工業規格等によるものとし、詳細は個別に協議させていただきます。

注2：上記のほか、法令の規定、ガス製造形態や受入地点の位置等により設備が必要となる場合には、個別に協議させていただきます。

例) ガスの特殊成分 (全硫黄、硫化水素、アンモニア) 分析設備、ガスの水分測定設備、緊急遮断弁の遠隔遮断装置 等

[参考] ガスの受け入れ及び払い出しのために必要となる設備概要（概念図）



注：上図は概念図として参考に図示したものです。ガス製造形態や受入地点及び払出地点の位置等による差異が大きいため、詳細は個別に協議させていただきます。

別表第8 本支管及び整圧器

	口 径
本 支 管	5 0 mm
	8 0
	1 0 0
	1 5 0
	2 0 0
	3 0 0
	4 0 0
	ただし、最高使用圧力が0.1 MPa以上の導管を用いる場合には、口径150mm以上（ただし、既設管の連絡部は100mm以上）といたします。
整 圧 器	5 0 mm
	7 5
	1 0 0
	1 5 0
	2 0 0

別表第9 本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額

本支管工事費の当社負担額

本支管工事費の当社負担額は、次の計算式により算定する金額とします。

$$\left(\begin{array}{c} \text{当社負担額} \\ \text{(円)} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} 95,400 \\ \text{(円/立方メートル毎時)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{設置するガスメーターの能力*1} \\ \text{(立方メートル毎時)} \end{array} \right) *2$$

*1 当該ガスメーターが適正に計量できると認められる使用最大量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わします。なお、託送供給依頼者の託送供給申し込みに応じて当社が決定します。

*2 設置するガスメーターの能力は、メーターを通過するガスの圧力が以下の場合、それぞれの圧力に該当する係数を乗じた値とします。

最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合… 2

最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合… 4

最高圧力が 1.0 メガパスカル以上の場合…通過するガスの圧力に応じて別途定めます。

別表第10 ガスの過不足精算単価、注入計画乖離補償単価

1. 当社と託送供給依頼者との間で、過不足ガス量を精算する際の実費相当単価はガス生産・購入単価に製造単価を加算して算定することとし、詳細は以下のとおりとします。

(実費相当単価)

$$\text{実費相当単価 (円)} = \text{ガス生産・購入単価} + \text{製造単価}$$

(1) ガス生産・購入単価

精算対象月において、託送供給依頼者がガスの生産及び購入等に要した費用(以下「ガス生産等費用」といいます。)をガスの生産及び購入等の量(以下「ガス生産等量」といいます。)で除したものを当該月単価といい、次の算式により算定するものとします。

$$\text{ガス生産・購入単価} = \text{ガス生産等費用} \div \text{ガス生産等量}$$

なお、託送供給依頼者は、精算対象月の翌月に、当社が定める帳票等の算定根拠を当社に提出したうえでガス生産・購入単価を確定するものとし、詳細については、別途当社と託送供給依頼者で定めます。

ただし、託送供給依頼者は、この「ガス生産・購入単価」の代わりに、「精算対象月の全日本通関LNG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率+精算対象月の全日本通関LPG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率+石油石炭税等租税課金」を用いて精算することを選択することができます。託送供給依頼者は、基本契約の申し込み時に、「ガス生産・購入単価」又は「精算対象月の全日本通関LNG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率+精算対象月の全日本通関LPG価格×託送供給依頼者と当社が合意した構成比率+石油石炭税等租税課金」のいずれかを選択していただきます。この選択は、その後に変更することはできません。

(2) 製造単価

$$2.62\text{円}/\text{m}^3$$

2. 当社が託送供給依頼者から注入計画乖離補償料を申し受ける場合の注入計画乖離補償単価は、以下のとおりとします。

(注入計画乖離補償単価)

$$2.62\text{円}/\text{m}^3$$

別表第11 ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V1 \times (100 + A)}{100}$$

（備考）

V は、15（受入ガス量及び払出ガス量の計量）（18）の規定により算定するガス量

V1 は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによるガス量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

別表第 12 2.5 キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備 考)

V は、15（受入ガス量及び払出ガス量の計量）(21)の規定により算定するガス量

P は、最高圧力を超えて供給する圧力（キロパスカル）

V₁ は、ガスメーターの検針量

※ただし、ガスメーターに換算機能が内蔵されている場合は、ガスメーターの検針量をVとします。

別表第 13 料金の日割計算

料金の日割計算（1）

－ 2 部料金 －

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第 6 のいずれの料金区分を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算ガス量によります。

（1） 日割計算後基本料金

定額基本料金×日割計算日数／30

（備 考）

- ① 定額基本料金は、別表第 6 の料金表における定額基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

（2） 従量料金

別表第 6 の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

－ 3 部料金 －

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

（1） 日割計算後基本料金

（定額基本料金＋流量基本料金単価×契約最大払出ガス量）×日割計算日数／30

（備 考）

- ① 定額基本料金は、別表第 6 の料金表における定額基本料金
- ② 流量基本料金単価は、別表第 6 の料金表における流量基本料金単価
- ③ 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ④ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

（2） 従量料金

別表第 6 の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

－ 定額料金 －

料金は、次の日割計算後基本料金と日割計算後基準単位料金の合計といたします。

（1） 日割計算後基本料金

定額基本料金×日割計算日数／30

（2） 日割計算後基準単位料金

基準単位料金×契約容量×日割計算日数／30

（備 考）

- ① 定額基本料金は、別表第 6 の料金表における定額基本料金
- ② 基準単位料金は、別表第 6 の料金表における基準単位料金
- ③ 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ④ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

料金の日割計算（２）

－ ２部料金 －

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第 6 のいずれの料金区分を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した 1 か月換算ガス量によります。

（１）日割計算後基本料金

定額基本料金 × (30－供給中止期間の日数) ÷ 30

（備 考）

- ① 定額基本料金は、別表第 6 の料金表における定額基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。
ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

（２）従量料金

別表第 6 の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

－ ３部料金 －

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

（１）日割計算後基本料金

(定額基本料金 + 流量基本料金単価 × 契約最大払出ガス量) × (30－供給中止期間の日数) ÷ 30

（備 考）

- ① 定額基本料金は、別表第 6 の料金表における定額基本料金
- ② 流量基本料金単価は、別表第 6 の料金表における流量基本料金単価
- ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。
ただし、31日以上の場合は30
- ④ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

（２）従量料金

別表第 6 の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

－ 定額料金 －

料金は、次の日割計算後基本料金と日割計算後基準単位料金の合計といたします。

（１）日割計算後基本料金

定額基本料金 × (30－供給中止期間の日数) ÷ 30

（２）日割計算後基準単位料金

基準単位料金 × 契約容量 × (30－供給中止期間の日数) ÷ 30

（備 考）

- ① 定額基本料金は、別表第 6 の料金表における定額基本料金
- ② 基準単位料金は、別表第 6 の料金表における基準単位料金
- ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。
ただし、31日以上の場合は30
- ④ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

別表第 14 ガスメーター等の取り替え又は検査等により正しく計量できない場合のガス量の算式

ガスメーター等の取り替え又は検査等により、ガスメーターを通すことなくガス供給（以下「バイパス供給」といいます。）を行う場合の払出地点のガス量（以下「バイパス供給ガス量」といいます。）は、以下の算式によって確定するものとします。なお、バイパス供給中に機器が停止するなどし、供給するガス量がゼロになった時間帯がある場合は算式のバイパス供給時間から除くものとします。

$$\text{バイパス供給ガス量} = \frac{\{(A) + (B)\}}{2} \times \frac{\text{バイパス供給時間 (分)}}{60}$$

（備考）

- ・（A）は、バイパス供給開始直前に当社が払出地点で計量したガス量（立方メートル毎時）
- ・（B）は、バイパス供給終了直後に当社が払出地点で計量したガス量（立方メートル毎時）

別表第 15 内管の工事に要する費用の一部を当社が負担する場合の取扱い

(1) 適用対象

この取扱いは、以下の①又は②の場合に適用します。

- ① 需要家等の申し込みに伴い、新たな供給管（27(11)ただし書きの規定により工事費が工事申込者負担となるものを除きます。）の設置に代えて、需要家等の同意を得て、当社が使用に供したことがある供給管（その使用について保安上その他の問題がないと当社が判断したものに限りま
す。）を使用する場合であって、これにより内管の工事に要する費用が増加する場合
- ② 需要家等の申し込みに伴い、新たな供給管（27(11)ただし書きの規定により工事費が工事申込者負担となるものを除きます。）を設置するにあたり、需要家等の同意を得て、当社が使用に供したことがある供給管の設置穴に供給管を設置する場合であって、これにより内管の工事に要する費用が増加する場合

(2) 取扱いの内容

内管の工事に要する費用のうち、以下に定める金額を当社が負担いたします。

$$C = B - A$$

(備考)

Cは、当社の負担額

Aは、以下の金額

- (1) ①の場合……供給管を新たに設置する場合の、内管の工事に要する費用（消費税等相当額を含みます。）
- (1) ②の場合……新たな場所に供給管を設置する場合の、内管の工事に要する費用（消費税等相当額を含みます。）

Bは、以下の金額

- (1) ①の場合……当社が使用に供したことがある供給管を使用する場合の、内管の工事に要する費用（消費税等相当額を含みます。）
- (1) ②の場合……当社が使用に供したことがある供給管の設置穴に新たな供給管を設置する場合の、内管の工事に要する費用（消費税等相当額を含みます。）